

## 参考資料

### 1 用語解説

#### あ

##### アスベスト(p65,73,81)

石綿ともいわれる天然の繊維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキ部品等に使われてきたが、発がん性があることから、現在その使用は特殊な用途を除いて禁止されている。しかし、古い建築物の解体工事に伴う粉塵が問題となっている。

#### い

##### 一般廃棄物(p25,51,52,54,79,83)

産業廃棄物以外の廃棄物。主に家庭から出るごみや、事業所から出る紙ごみなどがある。

#### う

##### ウォームシェア(p21)

一人ひとりが暖房を使うのではなく、家族やご近所で一つの部屋に集まったり、外出してみんなであたたかいところに集まったり、運動や温泉で体の中から暖めたりして、エネルギー消費を削減する取組。

#### え

##### エコツーリズム(p27,57,81)

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

##### エコドライブ(p21,75)

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用に関する取組。穏やかな発進、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングはやめるなど、燃料消費の少ない運転を心がけることで、自動車から発生する温室効果ガスを削減するもの。

## エシカル消費(p67,71)

地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動。

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

## エボラ出血熱(p9)

主として患者の体液等(血液、分泌物、吐物・排泄物)に触れることにより感染する疾病。

症状は発熱、倦怠感、食欲低下、頭痛など。その後嘔吐、下痢、腹痛などの消化器症状が見られる。重症例では神経症状、出血症状、血圧低下などが見られ死亡することがある。その致死率はウイルスによっても異なるが、高いものだと80~90%と報告されている。

# お

## 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン(p8)

G20大阪サミットで共有された共通の世界のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すこと。

## 温室効果ガス(p6,9,21,22,23,43,47,49,67,71,73,75,77,78,80,82,83,85)

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。

京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が削減対象になっている。

## オンデマンド交通(p44)

利用者が事前に予約することでその都度、それに合わせて運行する地域の公共交通のこと。予約があるときにだけ運行する。

# か

## 外部電源供給システム(p44)

エコカーの代表であるハイブリッドカー(HV)の一部車種及びプラグインハイブリッドカー(PHV)、燃料電池自動車(FCV)に設定が可能で、屋外で電力の供給がなくても、車に搭載されたバッテリーからの電力供給で、TVやPC、炊飯器やドライヤーなどの電化製品を動かすことができる。例えばプリウスPHVの場合、フル充電・ガソリン満タンの状態であれば、非常時には一般家庭約4日分の電力を使用することが可能。

## 渇水対応タイムライン(p46)

渇水関係機関の連携のもと作成する、渇水の深刻度の進展と影響・被害を想定した「渇水シナリオ」と、渇水による被害の軽減と最小化のための対策等を時系列で整理した「行動計画」で構成するもの。

## カーボン・オフセット(p21,80)

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部または一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収量で埋め合わせること。

# き

## 揮発性有機化合物(VOC)(p65, 81)

VOCは揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds)の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質。大気中の光化学反応により、光化学スモッグを引き起こす原因物質の一つとされる。

## ぎふエコ宣言(p21,22,111,116,120)

岐阜県が推奨している身近に実践することができる地球温暖化防止の取組。マイカー使用自粛、環境にやさしいはし、マイはし使用、マイバッグ使用、マイカップ使用、マイボトル使用、クールビズ・ウォームビズなど10の取組からなる。

## 岐阜県気候変動適応センター(p45,49,50)

令和2(2020)年4月1日、県と岐阜大学が気候変動への適応を推進するため同大学内に共同設置。

センターでは、県内における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供や、地域ニーズに基づく共同研究、気候変動の適応に向けた人材育成、普及啓発等を実施している。

## 岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム(p44)

次世代エネルギー産業分野における国内企業の一層の活躍のため、大学などの研究機関が有するシーズと県内企業の技術をマッチングさせ、産学官連携により次世代エネルギー技術の開発、製品化を促進させることを目的に設置された機関。

## ぎふ清流GAP評価制度(p58)

令和2(2020)年にスタートした岐阜県の新たなGAP制度のことで、GAPに取り組む農業者の支援強化を図るとともに、安全・安心な農産物の県民への提供体制を整えることを目

的としている。

#### ぎふ食べきり運動(p18,24,51,56,79,85)

食品廃棄物のうち食品ロス(本来なら食べられるにもかかわらず捨てられる食品)を削減するため、平成30(2018)年度から推進する食品をおいしく食べきる運動。

#### 「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会(p57)

岐阜県内のグリーン・ツーリズムの実践者が中心となって、近年のグリーン・ツーリズムに対する多様なニーズに対応した「ぎふらしい」「ぎふならではの」グリーン・ツーリズムを実現するため設立された協議会。

#### ぎふプラごみ削減モデルショップ(p51,55,85)

使い捨てプラスチックの使用量を削減するため、県内で飲食物を提供する飲食店、小売店、企業等の食堂や、環境にやさしい飲食関係の容器等を製造する事業所として登録された団体。

#### ぎふ木育(p60,66,70)

岐阜県の豊かな自然を背景とした「森と木からの学び」のこと。子どもから大人まですべての人々が森林(自然)に誇りと愛着を持ち、森林に対して責任ある行動をとることができる人材の育成を目指している。



#### グリーンインフラ(p45)

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めること。

#### グリーン購入(p24,25,26,52,67,118)

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、品質や価格だけでなく、できる限り環境への負荷が小さいものを優先的に購入すること。

#### グリーン・ツーリズム(p27,57)

農村地域において、自然・文化・人との交流を楽しむ余暇活動のこと。

#### グリーン・リカバリー(緑の回復)(p9)

新型コロナウイルス感染拡大からの経済復興にあたり、環境や社会よりも経済政策を優先させるのではなく、むしろこの機会をきっかけに脱炭素に向けた気候変動対策をさらに推し

進め、生態系や生物多様性の保全を通じて災害や感染症などに対してもより柔軟性のある社会・経済モデルへと移行していくという考え方。

### クールシェア(p21)

夏の暑い日、家庭での電気使用量の半分以上はエアコンの使用であるため、そこで一人一台のエアコン使用をやめ、家庭や地域の涼しい場所をみんなでシェア(共有)する取組。

## こ

### 光化学オキシダント(p32,33,65,84,86)

工事・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。

強い酸化作用を持ち、高濃度では目の痛みや吐き気、頭痛などを引き起こす。

### 光化学スモッグ(p32,65)

光化学反応で生成した酸化性物質(光化学オキシダント)の濃度が上昇して、大気中に漂いモヤのようなスモッグ状態になること。

## さ

### 再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)(p22)

再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。

### サステナブル・ツーリズム(p15,57,61,74)

「持続可能な観光」のこと。現在と未来の環境、経済、社会への影響を十分に考慮し、訪問客、企業、環境、受け入れ側の地域のニーズに対応した観光のこと。

### サービサイジング(p73)

単なるモノの提供ではなく製品の機能を提供すること。顧客に付加価値をもたらしながら、製品製造における資源投入量の低減や使用量の適正化によって環境負荷を低減することを狙いとしている

### 産業廃棄物 (p25,26,52,54,83)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物。

**ジオパーク(p57)**

科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園。地質遺産保全と地球環境科学普及に利用し、地質遺産を管区の対象とするジオツーリズムを通じて地域社会の活性化を目指すユネスコの正式プログラム。

**事業継続計画(BCP)(p46,80)**

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

**資源循環型社会(p36,51,75,80,83,85)**

社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。

**持続可能な開発目標(SDGs)(p1,3,4,5,10,56,61,70)**

平成27(2015)年9月、ニューヨーク国連本部において、193の加盟国の全会一致で採択された開発目標。気候変動や格差などの幅広い課題の解決を目指し、先進国も途上国もすべての国がかかわって解決していく目標で、17のゴール(目標)と169のターゲット(達成基準)で構成されている。

**持続可能な開発のための2030アジェンダ(p1,3,10)**

SDGs(持続可能な開発目標)を中核とし、平成27(2015)年9月25日に、ニューヨーク国連本部で開催された国連サミットで採択された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際社会共通の目標。

**ジビエ(p59)**

天然の野生鳥獣の食肉を意味するフランス語。日本でもぼたん(イノシシ肉)や、もみじ(シカ肉)と呼ばれ、古くから親しまれてきた歴史がある。

**小水力(p21,22,36,41,44,48,74,78,80)**

一般的に出力1,000kW以下の水力発電とされている。この規模の水力発電設備は、河川の水を貯めることなくそのまま利用する方式が採用されていることが多い。

### 食品ロス(p8,24,26,36,51,56,67,73,75,79,80,85)

小売店で発生する売れ残りや製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残しなど、食べられる状態にあるにもかかわらず廃棄される食品のこと。

### 新型コロナウイルス感染症(p1,9,35,73,87)

新種のコロナウイルスによって引き起こされる感染症。主に飛沫感染、接触感染で感染する。発熱・空咳・倦怠感などがおもな症状として見られる。

### 森林総合教育センター(morinos)(p66,70)

「すべての人と森をつなぎ、森と暮らす楽しさと森林文化の豊かさを次世代に伝えていく」をコンセプトに、子どもから大人までが森林に親しみ、森林とのつながりを体験できる森林教育の拠点。

## す

### スマートメーター(p43,73)

毎月の検針業務の自動化や電気使用状況の見える化を可能にする電力量計。導入により、電気料金メニューの多様化や省エネへの寄与、電力供給における将来的な設備投資の抑制等が期待されている。

### スマート林業(p58)

地理空間情報やICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を可能とする林業。

## せ

### 『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク(p40,68,70,84)

岐阜県内の企業や団体、NPO、個人など多様な主体が連携し、SDGsを原動力とした地方創生の実現を目指す組織。

### 世界保健機関(WHO)(p1,9)

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的として設立された国連の専門機関。

### 政府間パネル(IPCC)(p6)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と

国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

## そ

### ゾーニング管理(p30,63,74)

クマ類を保護するエリア、人間活動を優先させるエリア、その間に緩衝地帯としてのエリアを設定し、それぞれのエリアごとに設定した管理目標を達成するため施策を実施していくこと。

## た

### 脱炭素社会(p6,9,15,23,36,43,71,75,80,83,85)

化石燃料の消費等に伴い発生する温室効果ガスの排出を可能な限り削減し、その排出量と自然界の温室効果ガスの吸収量との均衡を図ることにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるとともに、豊かな県民生活および経済の持続的な成長を実現できる社会をいう。

## て

### 適応復興(p36,45,50)

地域を災害前の元の姿に戻すという原形復旧発想に捉われず、自然の性質を活かして災害をいなしてきた古来の知恵にも学びつつ、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める発想。

### テレワーク(p9,38,67,71,73,76,81)

テレワークとは、情報通信技術（ICT = Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語。

## な

### 長良川システム(p13,17,27,28,40,57,62,85)

長良川は地域の人々の暮らしの中で清流が保たれ、その清流で鮎が育ち、清流と鮎は地域の経済や歴史、食・文化と深く結びついている。こうした人の生活、水環境、漁業資源が相互に密接に関わる里川全体のシステムのことを「長良川システム」と呼ぶ。

## ナッジ(p67)

人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法。

# ね

## ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)(p43)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

## ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)(p43)

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできないが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにする。

## 燃料電池自動車(FCV)(p21,44)

車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。

# は

## ばい煙(p65,81)

物の燃焼等に伴って発生する煙とすす。

大気汚染防止法では、「物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質で政令で定めるもの」のことをばい煙と定義し、粉塵や自動車排出ガスとともに規制している。

## バイオマス(p21,36,41,44,48,51,52,74,75,78,80,85)

自然エネルギーの一つで、動植物由来の再利用可能な有機性の資源(化石燃料を除く)。木くず、家畜の糞尿、食品廃棄物などがある。

## パリ協定(p1,6,7,10)

2020年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みを定めた協定。2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21(国際気候変動枠組条約第21回締約国会議)において採択された。「世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に

抑える努力をすること」を世界共通の長期目標とし、2018年12月にポーランドで開催されたCOP24においては、その実施指針が採択された。

## ひ

### 微小粒子物質(PM2.5)(p32,34)

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の直径が $2.5\mu\text{m}$ ( $1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1)以下の非常に小さな粒子。物の燃焼などによって直接排出されたものと、環境大気中での化学反応により生成されたものがある。

非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念される。

## へ

### 平成30年7月豪雨災害(p1,12)

平成30(2018)年6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で降った記録的な大雨による災害。特に長時間の降水量について多くの観測地点で観測史上1位を更新。

死者263名、行方不明者8名、家屋の全半壊等22,218棟、家屋浸水28,582棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。

岐阜県においては、6月27日から7月1日および7月3日から7月8日の期間で大雨となり、死者1名、家屋の全半壊等255棟、家屋浸水492棟の被害を被った。

(被害状況の数値は平成31(2019)年4月1日時点)

## も

### 森のジョブステーションぎふ(p58)

平成30(2018)年に開所された、林業の就業相談から技術習得、定着までを一貫して支援し、担い手の確保・育成、事業者の就労環境の改善強化の取組を行う組織。

## り

### リスクコミュニケーション(p81)

環境リスクなどの物質に関する情報を県民、事業者、行政等のすべてのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいう。化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるための基礎となるもの。

## 流域治水(p36,50)

どのような洪水にあっても、人命が失われることを避け、生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて、川の外の対策を総合的に進めていくこと。

# れ

## 令和2年7月豪雨災害(p1,12,50)

令和2(2020)年7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、全国各地に多くの人的被害や物的被害をもたらした記録的な大雨による災害。

死者84名、行方不明者2名、家屋の全半壊等9,497棟、家屋浸水7,170棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。

岐阜県においては、重軽傷者2名、家屋の全半壊等130棟、家屋浸水357棟の被害を被った。

(被害状況の数値は令和2(2020)年11月13日時点)

## レジリエンス(p5,40,48)

国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。

# わ

## ワーケーション(p9,38,57,67,73,76,81)

「Work(仕事)」と「vacation(休暇)」を組み合わせた造語。

テレワークを活用しつつ、リゾート地・温泉地等で余暇を楽しみつつ仕事を行う。

# アルファベット

## AIDS(p9)

ヒト免疫不全ウイルス(HIV)が原因の感染症。3～10年ほどの間に免疫機能が徐々に低下し、後天性免疫不全症候群(AIDS)を発症する。免疫機能の低下に伴い、日和見感染症にかかりやすくなる。中でも、結核が最大の死因となっている。感染者の血液や体液に接触することで感染する。

抗レトロウイルス薬(ARV)の多剤併用でHIVの増殖を抑え、免疫機能の急激な低下を抑えることができる。また、ARVを使用することで、他者へ感染させる可能性が劇的に低減する。

## BEMS(p43,73)

「Building Environment and Energy Management System(ビル・エネルギー

管理システム)」の略。

ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うこと。

### **BOD(生物化学的酸素要求量) (p32,65,84)**

生物化学的酸素要求量。水中の汚染物質を分解するために、微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しく、主に河川の汚染指標として使用される。

### **CSR(p3)**

「企業の社会的責任」のこと。

企業活動を社会的公正性や環境保全等の観点から、利益の追求だけでなく、様々な社会的側面、環境的側面においても公益や成果を高め、利害関係者に対して責任を果たすべきとする理念。

### **CSV(p3)**

市場経済のメカニズムを生かし、ビジネスの力で社会問題や環境問題などにかかわる社会的課題に取り組み、社会価値と企業価値を両立させるという考え方。

### **Eco-DRR(p45)**

生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策。

### **ESG投資(p3,44)**

①環境(environment)-地球温暖化対策や生物多様性の保護活動、②社会(social)-人権への対応や地域貢献活動、③企業統治(governance)-法令順守、情報開示等に配慮している企業を重視して行う投資のこと。それぞれの頭文字を合わせた言葉。

### **FCV(p21,44,85)**

「燃料電池自動車」の欄参照。

### **GAP(農業生産工程管理)(p58,64,67,86)**

Good(良い)Agricultural(農業の)Practice(実施)の略で、「農業生産工程管理」と訳される。食品安全、環境保全、労働安全などの観点から農業生産の工程に潜むリスクを管理して、持続的に農業を行うための取組。

### **HEMS(p43, 78)**

「Home Energy Management System(ホーム・エネルギー管理システム)」の略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を自動制御する。

## ICT(p58)

Information Communication Technologyの略で、情報通信技術を意味する。クラウド型生産管理システムなど、インターネットを利用して情報を共有する技術などがある。

## IPCC(P6)

「気候変動に関する政府間パネル」の欄参照。

## ISO14001(p24,118)

国際標準化機構が発行している環境マネジメントシステムの使用を定めた規格。企業、各種団体など組織の活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築し、そのシステムを継続的に改善していくPDCAサイクルを構築することを要求している。

## ONSEN・ガストロノミーウォーキング(p28,57,61)

欧米を中心に世界各国で取り組まれているガストロノミーツーリズムをモデルとした取組。ガストロノミーツーリズムとは、その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触れることを目的としたツーリズムで、そこに日本特有の文化である「温泉(ONSEN)」を加えたものが「ONSEN・ガストロノミーウォーキング」である。

岐阜県では平成30、31(2018、2019)年に奥飛騨の平湯温泉、平成31(2019)年に中津川市蛭川で開催された。

## PCB廃棄物(p53)

「ポリ塩化ビフェニル」廃棄物。

ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの。

ポリ塩化ビフェニルは絶縁性、不燃性などの特性により、トランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、その毒性から健康被害が発生し、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

## SARS(p9)

「重症急性呼吸器症候群」のこと。中国広東省に端を発し、平成15(2003)年に世界中で大きな問題となった感染症。

主な症状としては、38℃以上の発熱、咳、息切れ、呼吸困難などの呼吸器症状のほか、頭痛、悪寒戦慄、食欲不振、全身倦怠感、意識混濁などの症状が見られることもある。

## SDGs(p1,3,4,5,10,17,35,39,40,41,43,50,56,61,66,67,68,70,80,84)

「持続可能な開発目標」の欄参照。

## UIJターン(p58)

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称で、Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地近くの地方都市に移住する形態のこと。

## VOC(p65, 81)

「揮発性有機化合物」の欄参照。

## ZEB(p21,43,73)

「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の欄参照。

## ZEH(p43,73,75,78)

「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の欄参照。

# 数字

## 1.5度特別報告書(p6)

平成30(2018)年10月に韓国で開かれたIPCC第48回総会において、2040年頃に世界の平均気温が工業化前に比べて1.5℃上昇すると予測した報告書。

温暖化の影響は1.5度の上昇でも大きいと2度になるとさらに深刻になり、わずか0.5度の気温上昇の差で温暖化の影響は大きく異なると警告し、1.5度未満の抑制が必要であると訴えている。

## 3県1市グリーン購入キャンペーン(p25,26)

グリーン購入の普及と定着を図るため、東海三県一市の広域連携で、事業者・団体・行政が協働して消費者に対する啓発キャンペーン。

構成員は愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、日本チェーンストア協会中部支部、グリーン購入ネットワーク、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局。ポスター、POP等の啓発物品の掲示や実行委員会、協力店舗によるキャンペーンイベントを実施している。

## 3R(スリーアール)(p36,79)

廃棄物等の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3つの取り組みを指し、それぞれの頭文字を取ったもの。

## 2 環境に関する県民等意識調査結果(概要)

### 1. 調査概要

#### 1-1 調査目的

県民、環境関連団体及び企業の環境に関する一般的な意識を把握・分析・検討し、岐阜県環境基本計画の改定版を検討する資料とする。

#### 1-2 調査項目

- ・環境に対する関心や行動について
- ・環境に関する情報について
- ・県が実施する環境施策について

#### 1-3 調査地域、調査対象、調査方法

##### (1) 共通事項

調査地域：岐阜県全域

調査地域：郵送法

実施期間：令和元年11月29日(金)～12月16日(月)

調査主体：岐阜県 環境生活部 環境企画課

調査実施機関：株式会社東京商工リサーチ 岐阜支店

##### (2) 一般県民を対象とする調査

調査対象：20歳以上の男女

標本数：2,000人

抽出方法：選挙人名簿、層化二段無作為抽出法

##### (3) 環境関連団体を対象とする調査

調査対象：発注者が別途指定する団体

標本数：138団体

##### (4) 企業を対象とする調査

調査対象：県内に本店を有し従業員数50名以上の企業

標本数：200社

#### 1-4 回収結果

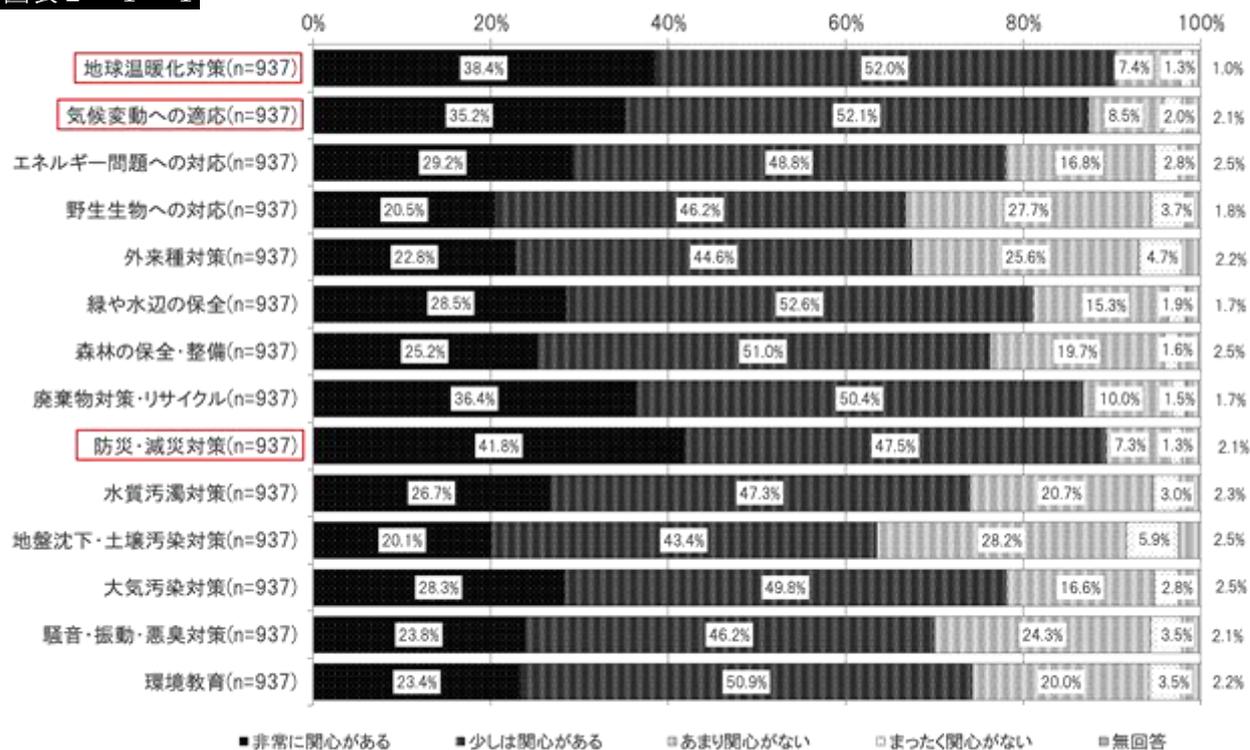
- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| (1) 一般県民を対象とする調査   | 937人(回収率46.9%) |
| (2) 環境関連団体を対象とする調査 | 71団体(回収率51.4%) |
| (3) 企業を対象とする調査     | 93社(回収率46.5%)  |

## 2. 一般県民を対象とする調査結果

### 2-1-1 関心がある環境問題

全体で見ると、「非常に関心がある」と「少しは関心がある」の合計について、『地球温暖化対策』が90.4%と最も高く、次いで『防災・減災対策』（89.3%）、『気候変動への対応』（87.3%）の順となっています。

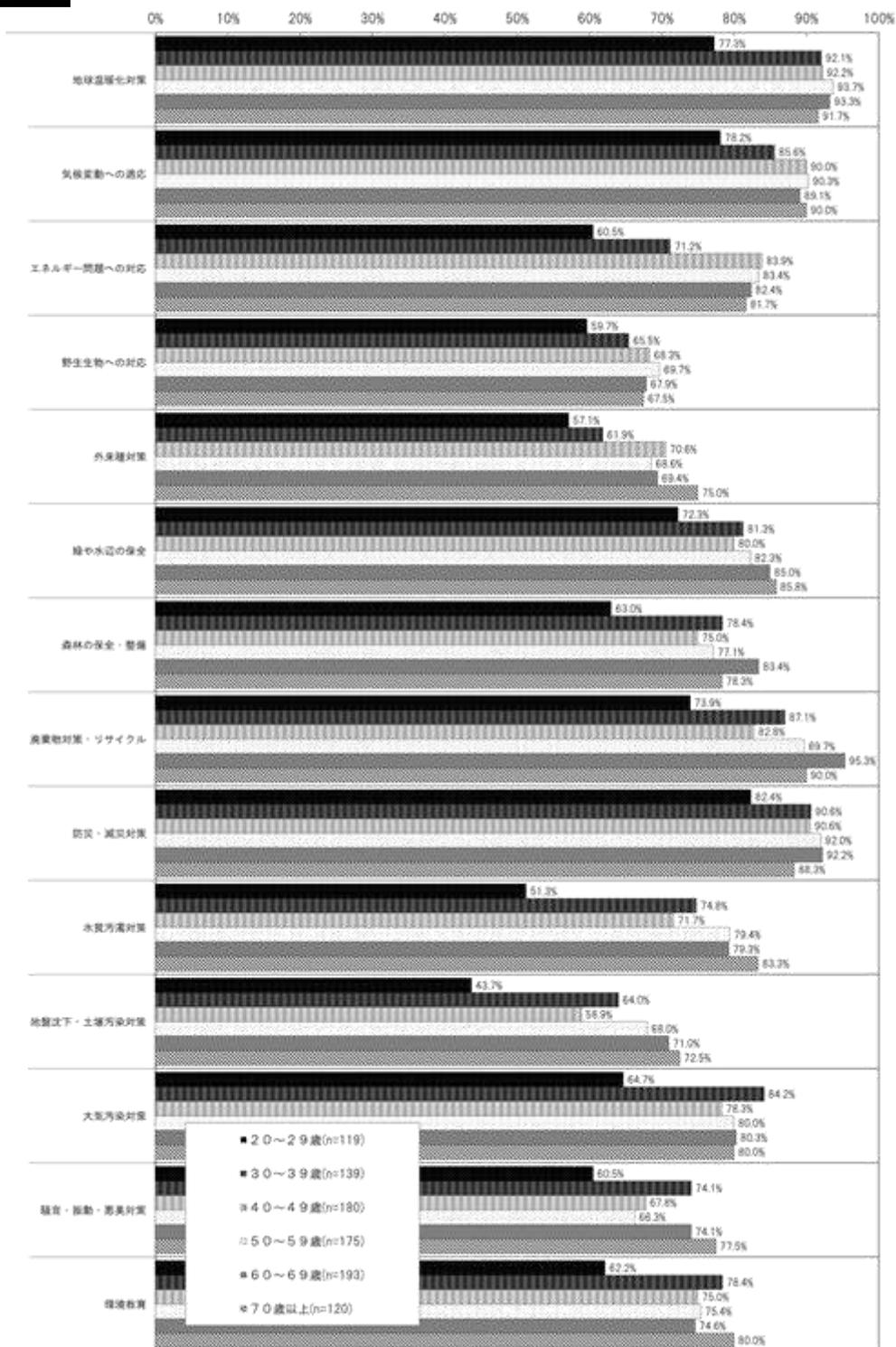
図表 2-1-1



## 2-1-2 関心がある環境問題（年齢別）

年齢別でみると、「非常に関心がある」と「少しは関心がある」の合計について、すべての項目で 20～29 歳が低くなっています。

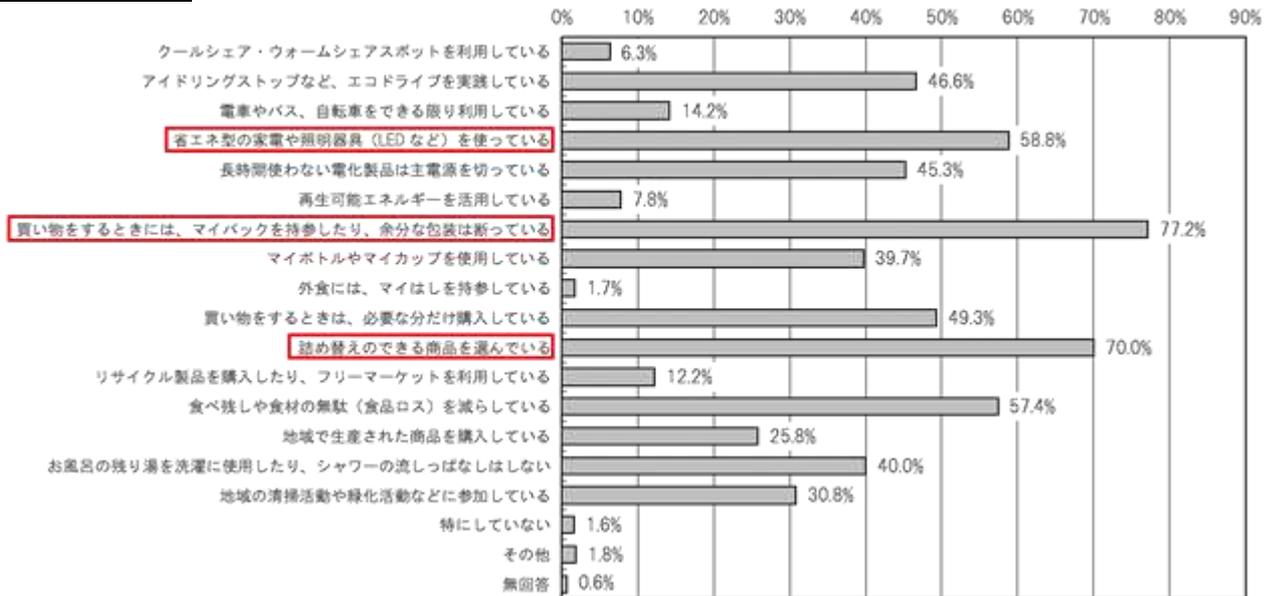
図表 2-1-2



### 2-2-1 環境にやさしい行動として取り組んでいること

全体で見ると、「買い物をするときには、マイバックを持参したり、余分な包装は断っている」が77.2%と最も高く、次いで「詰め替えのできる商品を選んでいる」（70.0%）、「省エネ型の家電や照明器具（LED など）を使っている」（58.8%）の順となっています。

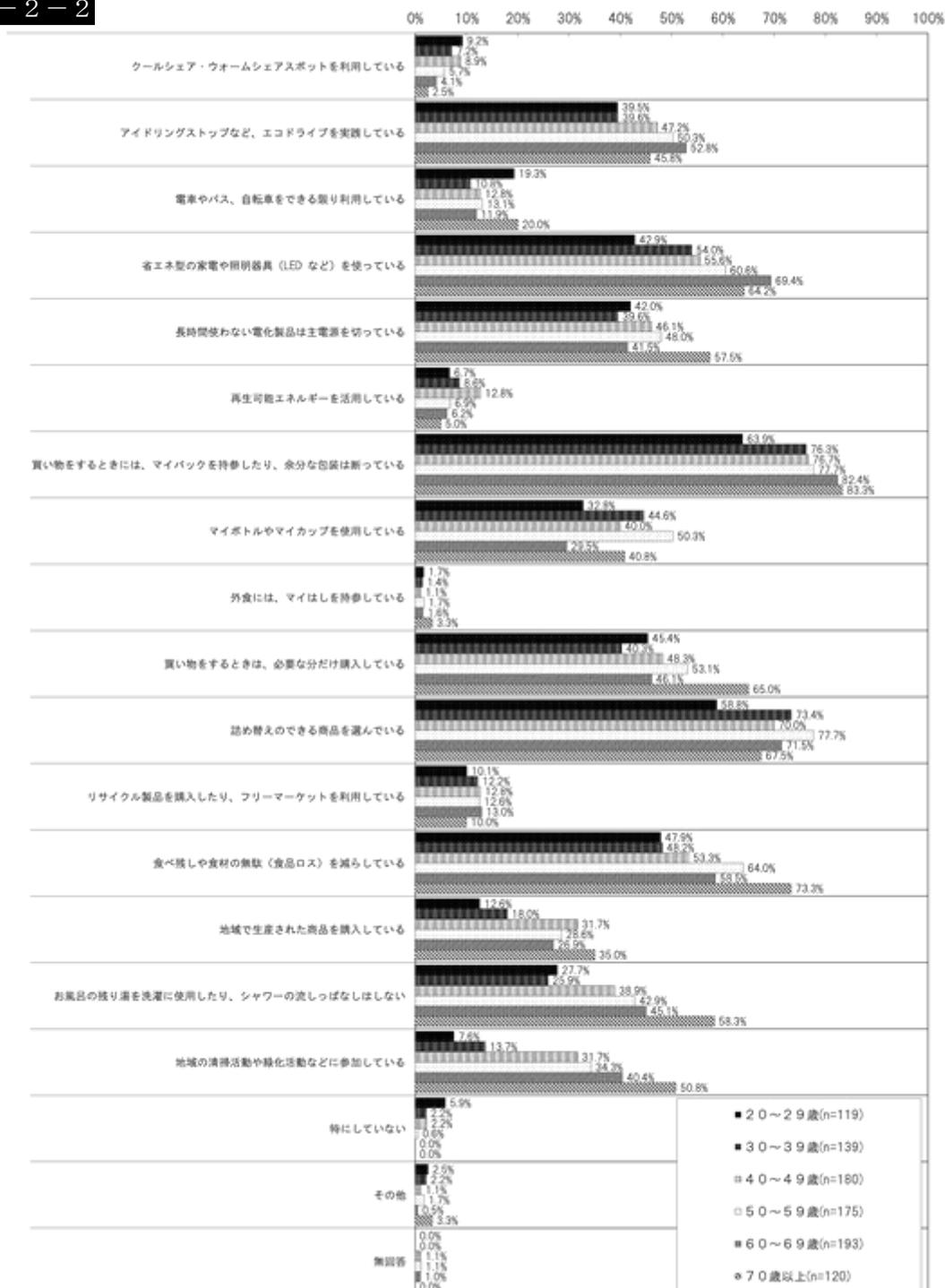
図表 2-2-1



## 2-2-2 環境にやさしい行動として取り組んでいること（年齢別）

年齢別で見ると、すべての年代において「買い物をするときには、マイバックを持参したり、余分な包装は断っている」が高くなっているものの、20～29歳では他の年齢区分より低くなっています。

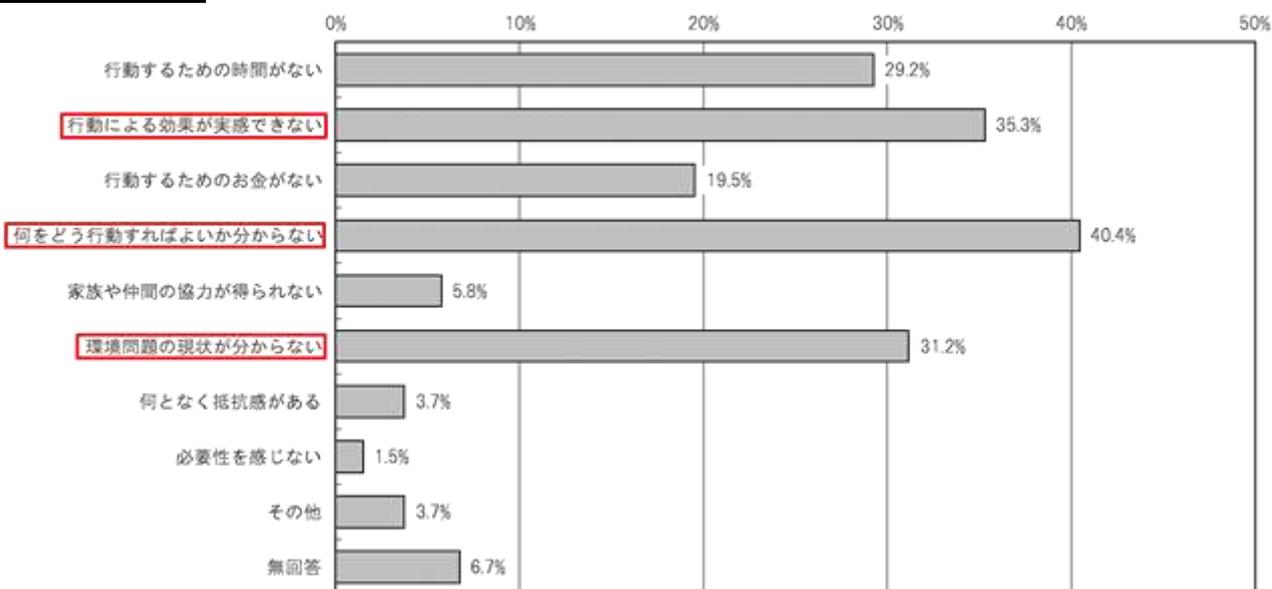
図表 2-2-2



### 2-3-1 環境にやさしい行動を実践する上での困難

全体で見ると、「何をどう行動すればよいか分からない」が40.4%と最も高く、次いで「行動による効果が実感できない」(35.3%)、「環境問題の現状が分からない」(31.2%)の順となっています。

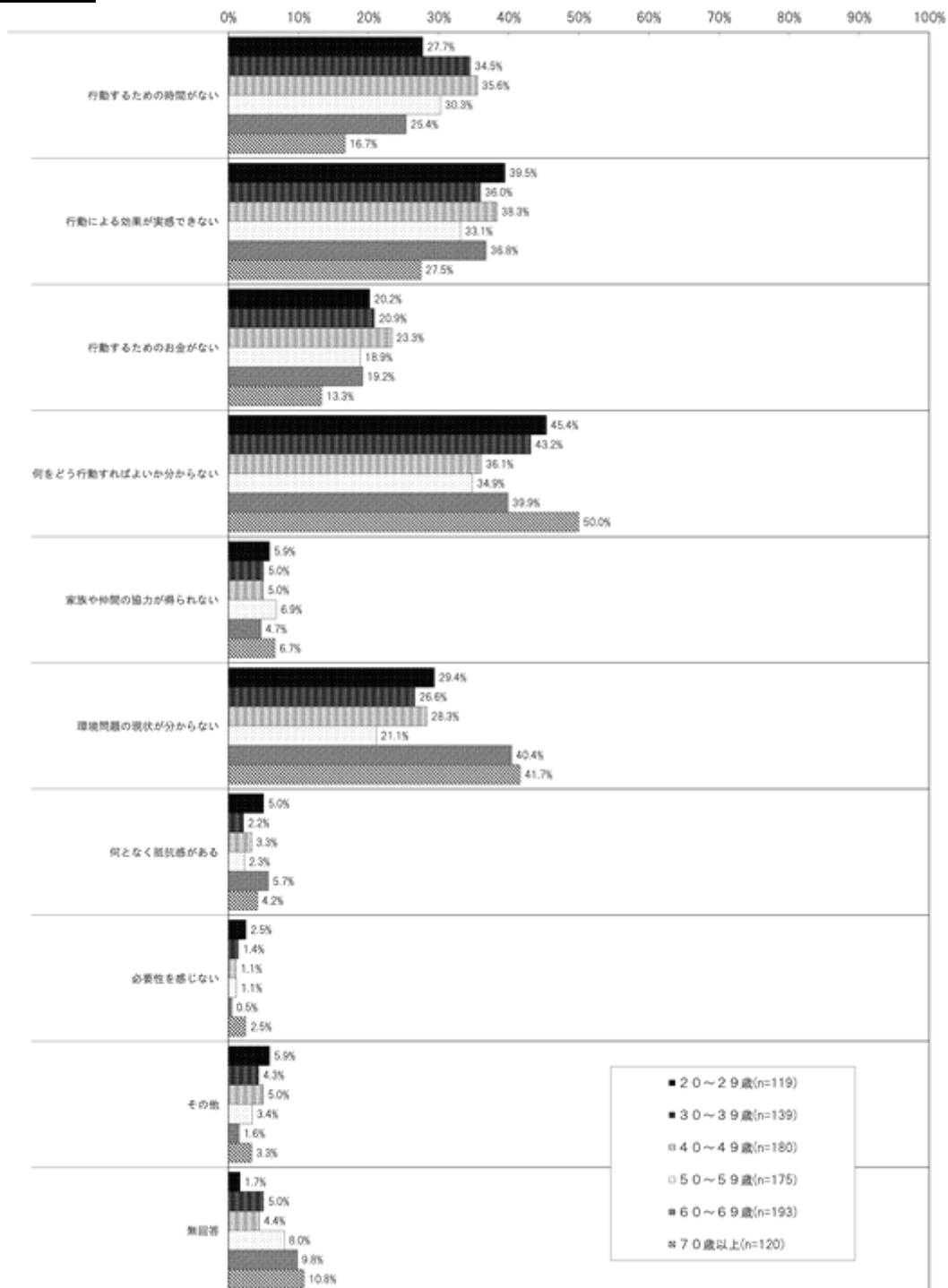
図表 2-3-1



### 2-3-2 環境にやさしい行動を実践する上での困難（年齢別）

年齢別でみると、20～29 歳、70 歳以上では「何をどう行動すればよいか分からない」が他の年齢区分と比べて高くなっています。

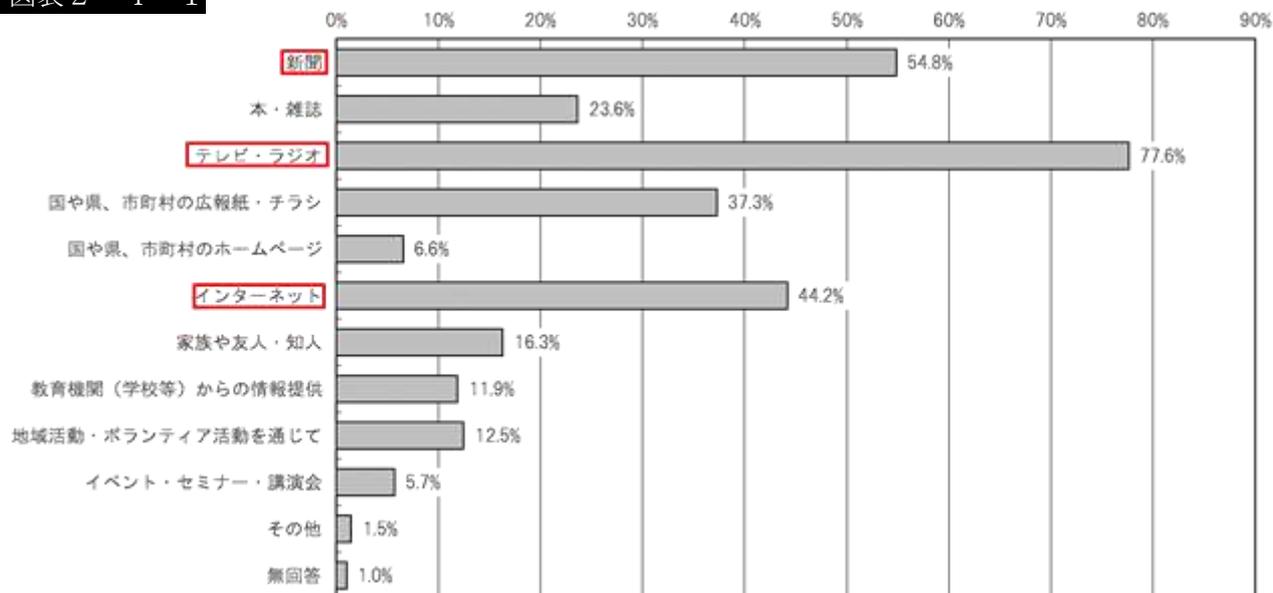
図表 2-3-2



### 2-4-1 環境に関する情報収集の手段

全体で見ると、「テレビ・ラジオ」が77.6%と最も高く、次いで「新聞」(54.8%)、「インターネット」(44.2%)の順となっています。

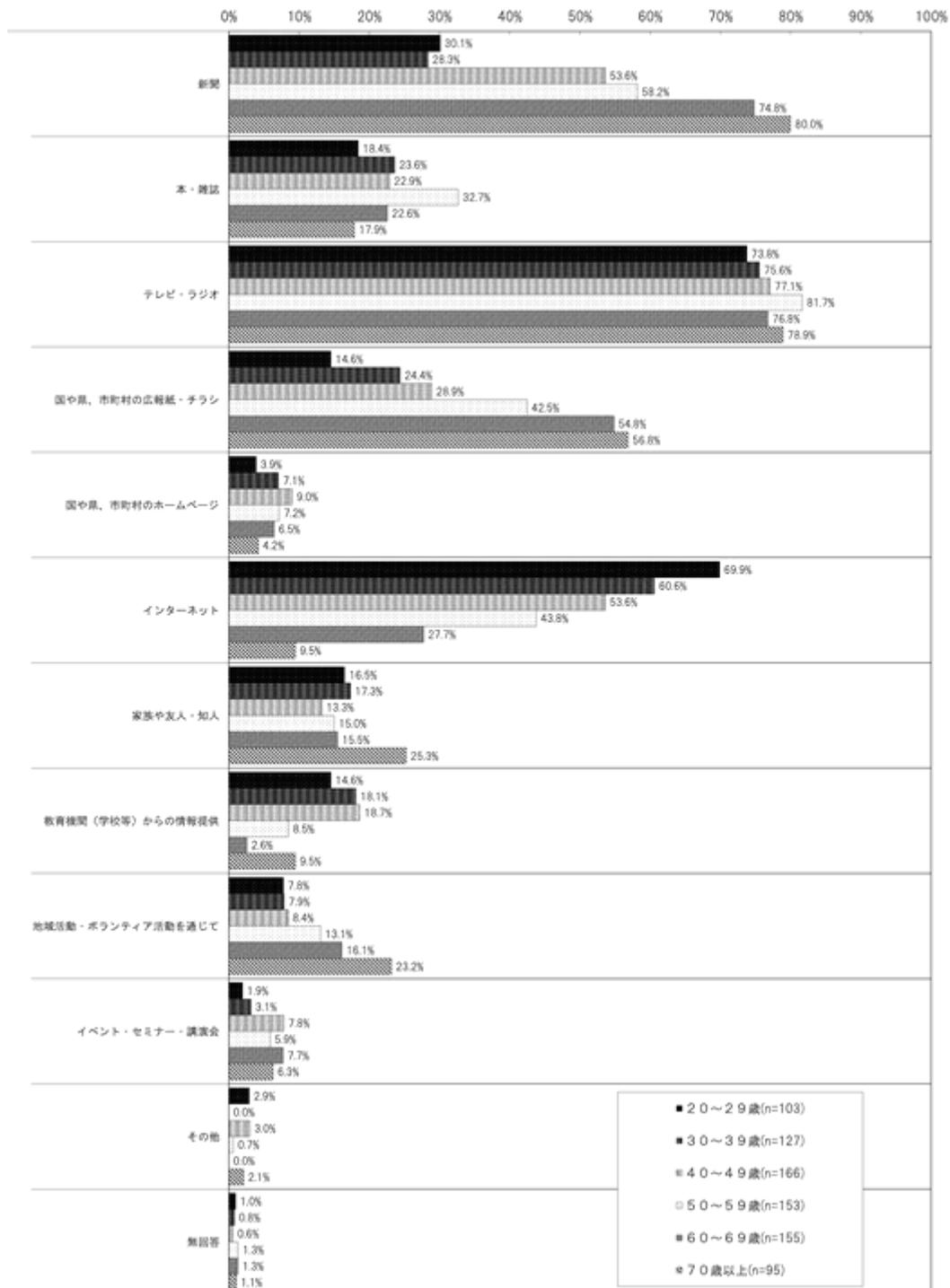
図表 2-4-1



## 2-4-2 環境に関する情報収集の手段（年齢別）

年齢別でみると、「インターネット」は年齢区分が低くなるにつれて高くなっており、「国や県、市町村の広報紙・チラシ」は年齢区分が高くなるにつれて高くなっています。

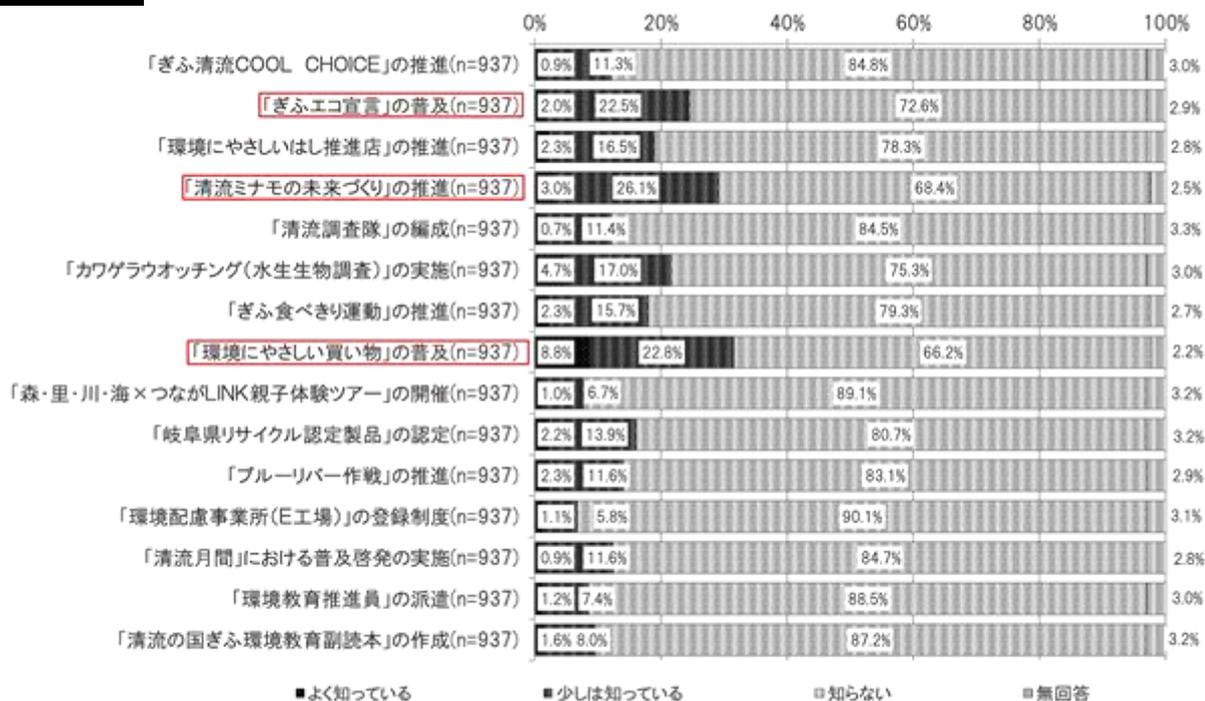
図表 2-4-2



## 2-5-1 県が実施する環境施策の認知

全体で見ると、「よく知っている」と「少しは知っている」の合計について、『「環境にやさしい買い物」の普及』が 31.6%と最も高く、次いで『「清流ミナモの未来づくり」の推進』（29.1%）、『「ぎふエコ宣言」の普及』（24.5%）の順となっています。

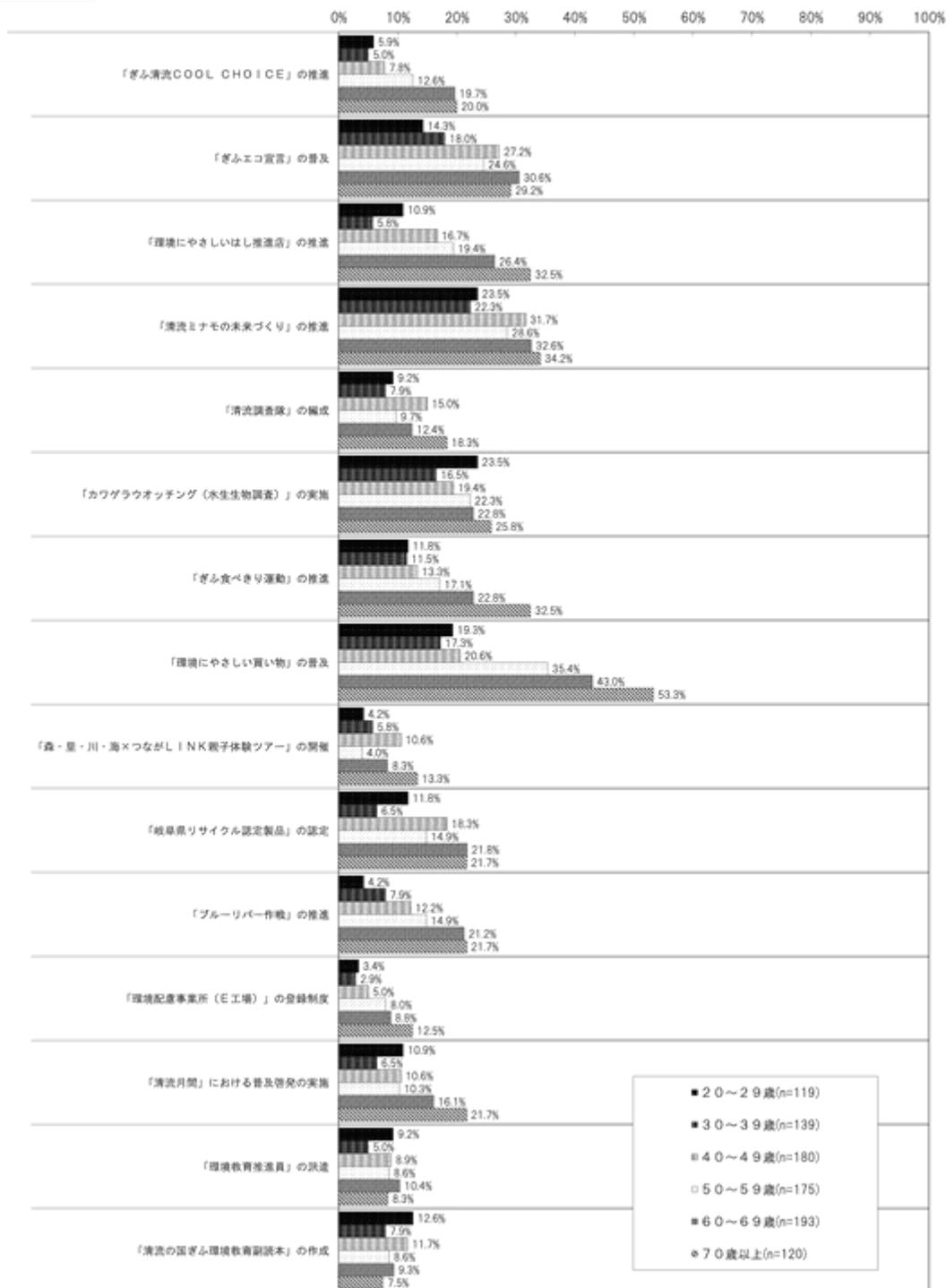
図表 2-5-1



## 2-5-2 県が実施する環境施策の認知（年齢別）

年齢別でみると、「よく知っている」と「少しは知っている」の合計について、『「環境にやさしい買い物」の普及』は最も高かった70歳以上と最も低かった30～39歳とでは35ポイント以上の差があります。

図表 2-5-2

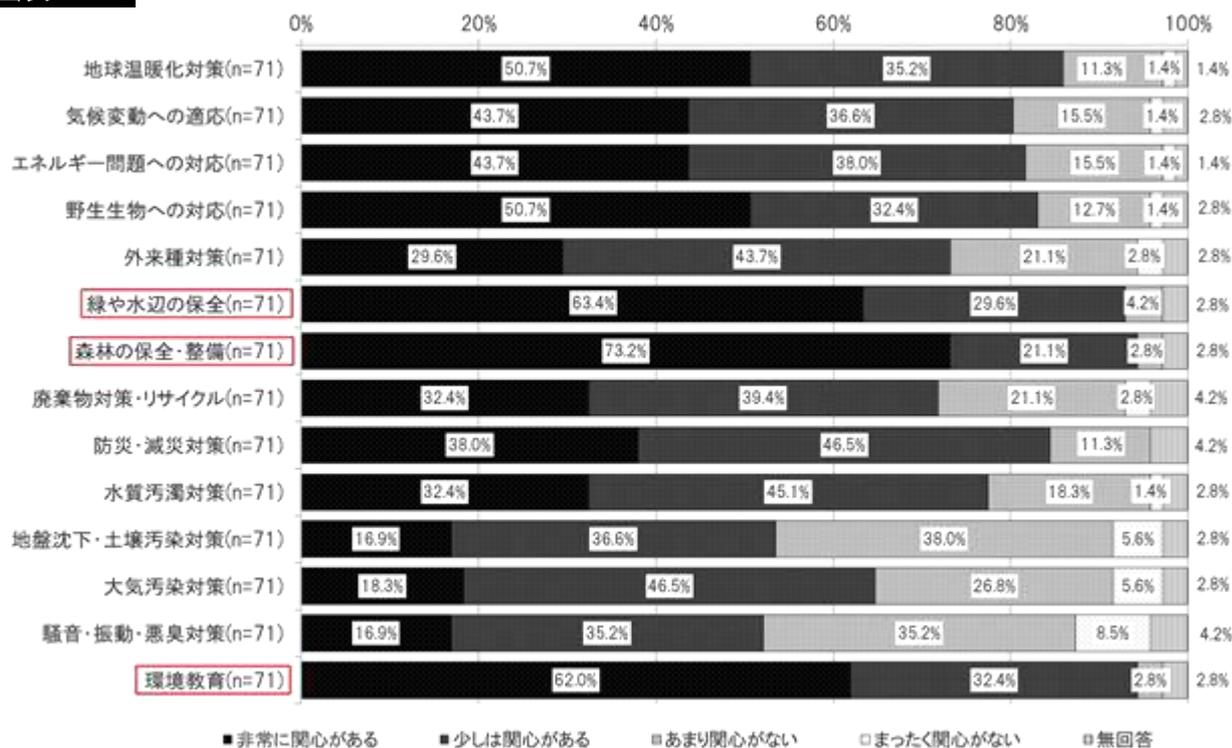


### 3. 環境関連団体を対象とする調査結果

#### 3-1 関心がある環境問題

全体で見ると、「非常に関心がある」と「少しは関心がある」の合計について、『環境教育』が94.4%と最も高く、次いで『森林の保全・整備』（94.3%）、『緑や水辺の保全』（93.0%）の順となっています。

図表 3-1

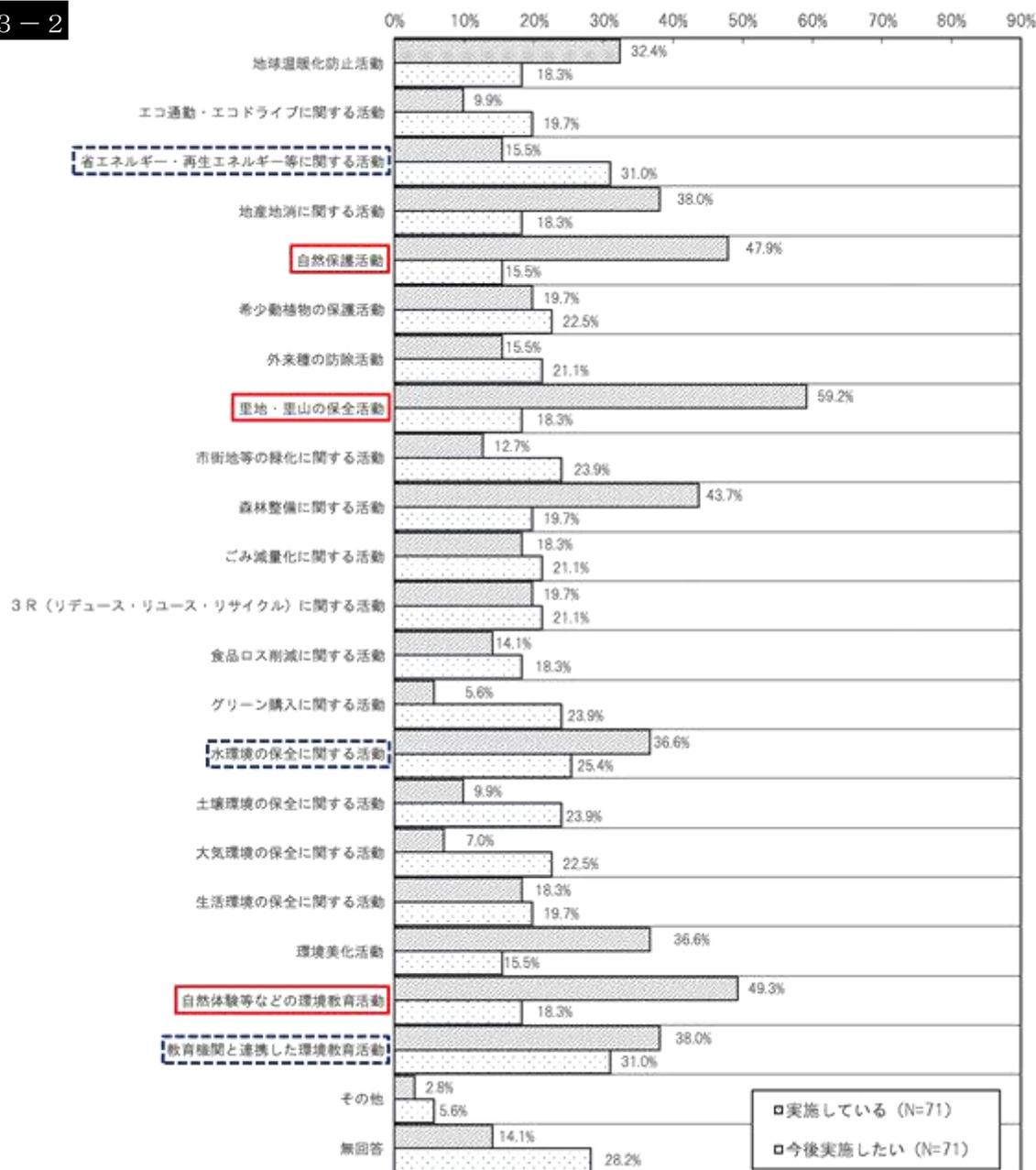


### 3-2 実施している、今後実施したい環境活動

全体で見ると、「現在実施している」について、『里地・里山の保全活動』が 59.2%と最も高く、次いで『自然体験等などの環境教育活動』（49.3%）、『自然保護活動』（47.9%）の順となっています。

また、「今後実施したい」について、『省エネルギー・再生エネルギー等に関する活動』と『教育機関と連携した環境教育活動』がともに 31.0%と最も高く、次いで『水環境の保全に関する活動』（25.4%）の順となっています。

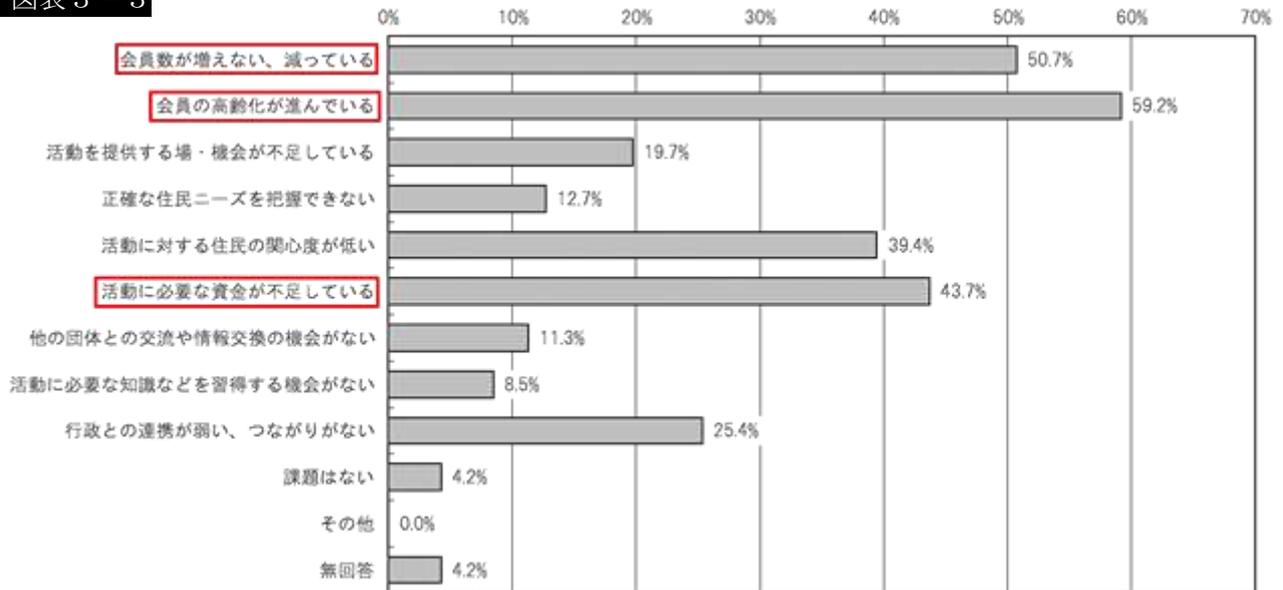
図表 3-2



### 3-3 環境活動を進める上での課題

全体で見ると、「会員の高齢化が進んでいる」が 59.2%と最も高く、次いで「会員数が増えない、減っている」（50.7%）、「活動に必要な資金が不足している」（43.7%）の順となっています。

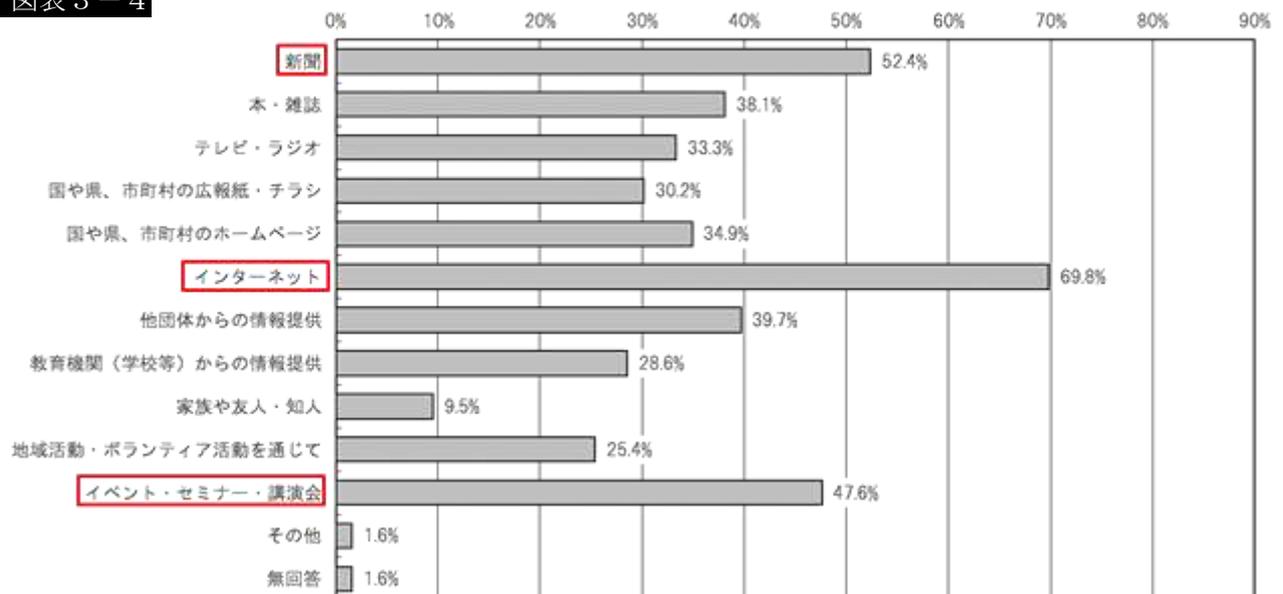
図表 3-3



### 3-4 環境に関する情報収集の手段

全体で見ると、「インターネット」が 69.8%と最も高く、次いで「新聞」（52.4%）、「イベント・セミナー・講演会」（47.6%）の順となっています。

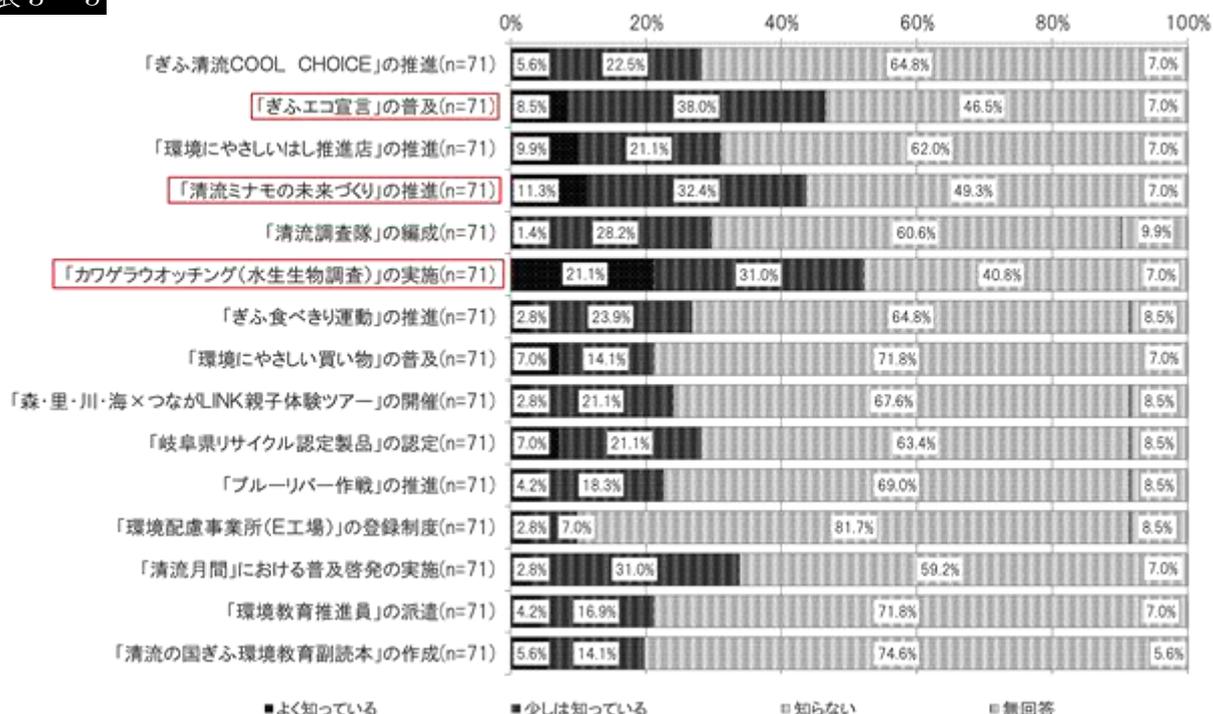
図表 3-4



### 3-5 県が実施する環境施策の認知

全体で見ると、「よく知っている」と「少しは知っている」の合計について、『「カワゲラウオッチング（水生生物調査）」の実施』が 52.1%と最も高く、次いで『「ぎふエコ宣言」の普及』（46.5%）、『「清流ミナモの未来づくり」の推進』（43.7%）の順となっています。

図表 3-5

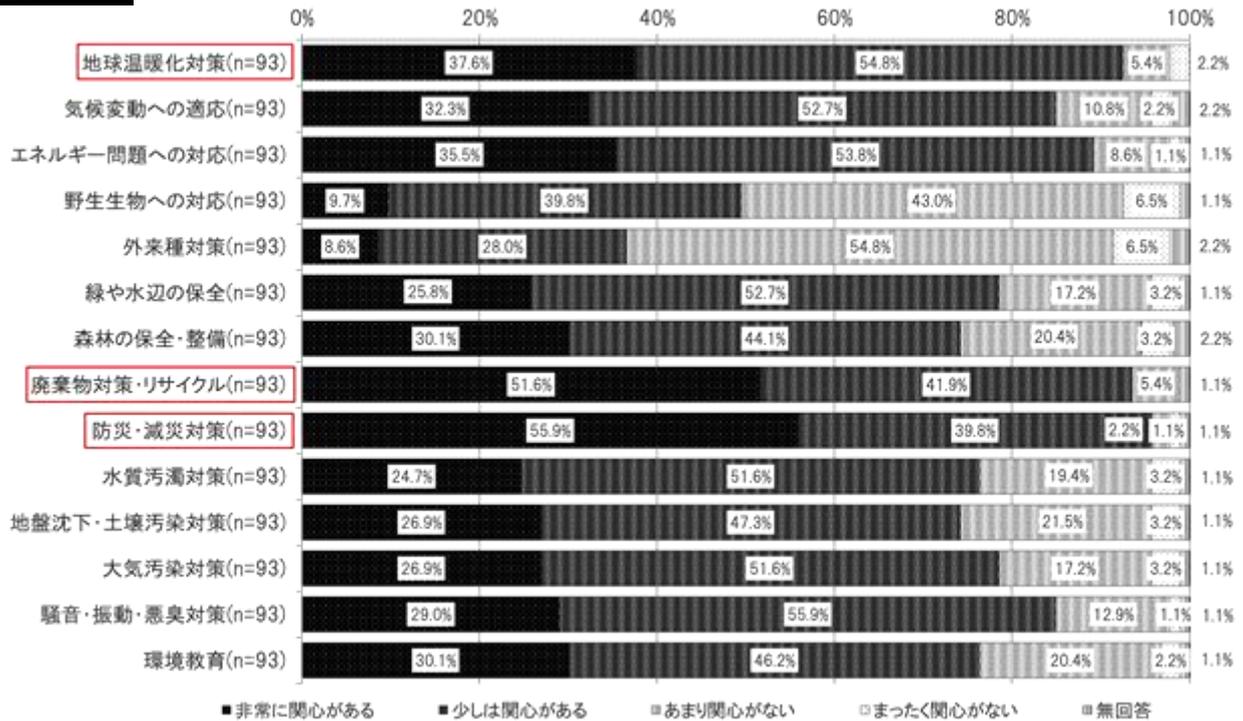


## 4. 企業を対象とする調査結果

### 4-1 関心がある環境問題

全体で見ると、「非常に関心がある」と「少しは関心がある」の合計について、『防災・減災対策』が 95.7%と最も高く、次いで『廃棄物対策・リサイクル』（93.5%）、『地球温暖化対策』（92.4%）の順となっています。

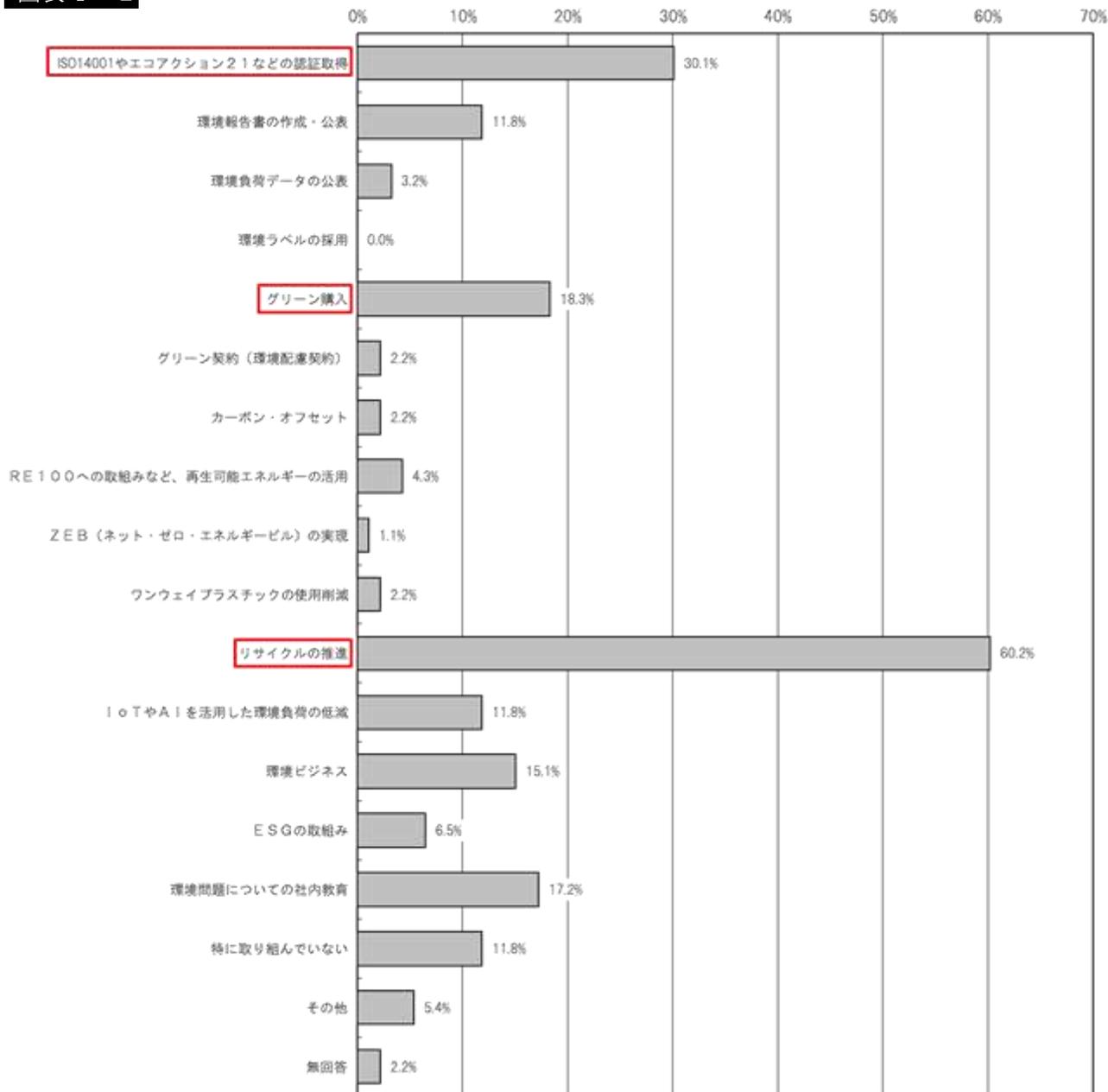
図表 4-1



## 4-2 事業活動における環境保全の取組

全体で見ると、「リサイクルの推進」が 60.2%と最も高く、次いで「ISO14001 やエコアクション 21 などの認証取得」（30.1%）、「グリーン購入」（18.3%）の順となっています。

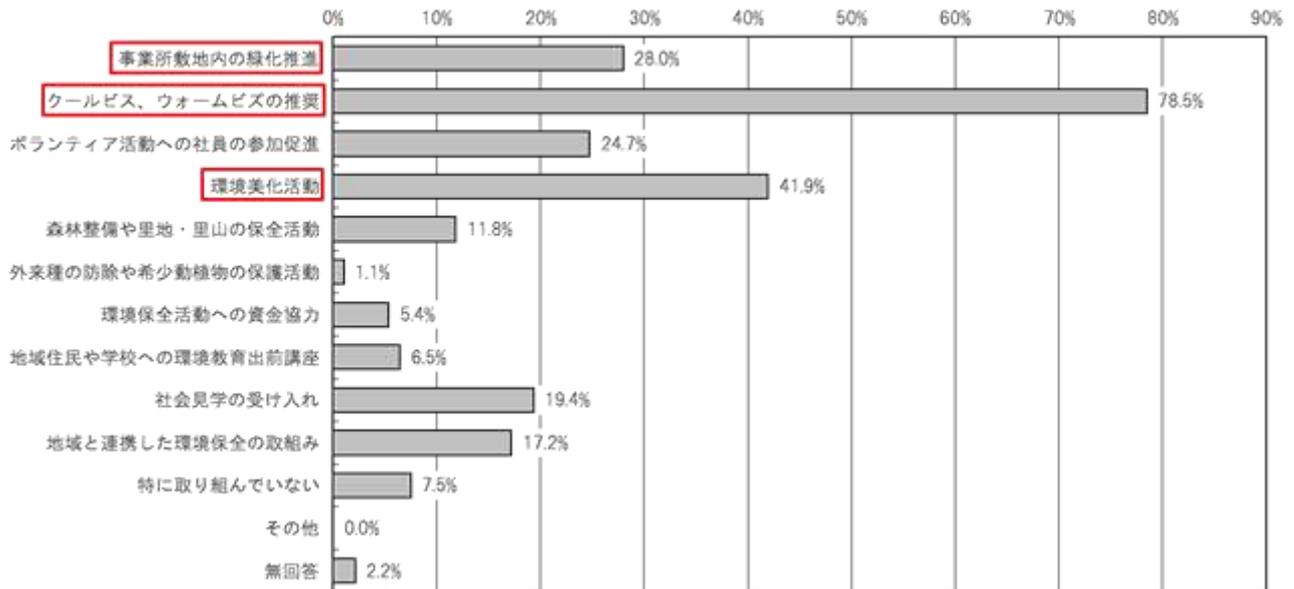
図表 4-2



#### 4-3 事業活動以外での環境保全の取組

全体で見ると、「クールビス、ウォームビズの推奨」が78.5%と最も高く、次いで「環境美化活動」(41.9%)、「事業所敷地内の緑化推進」(28.0%)の順となっています。

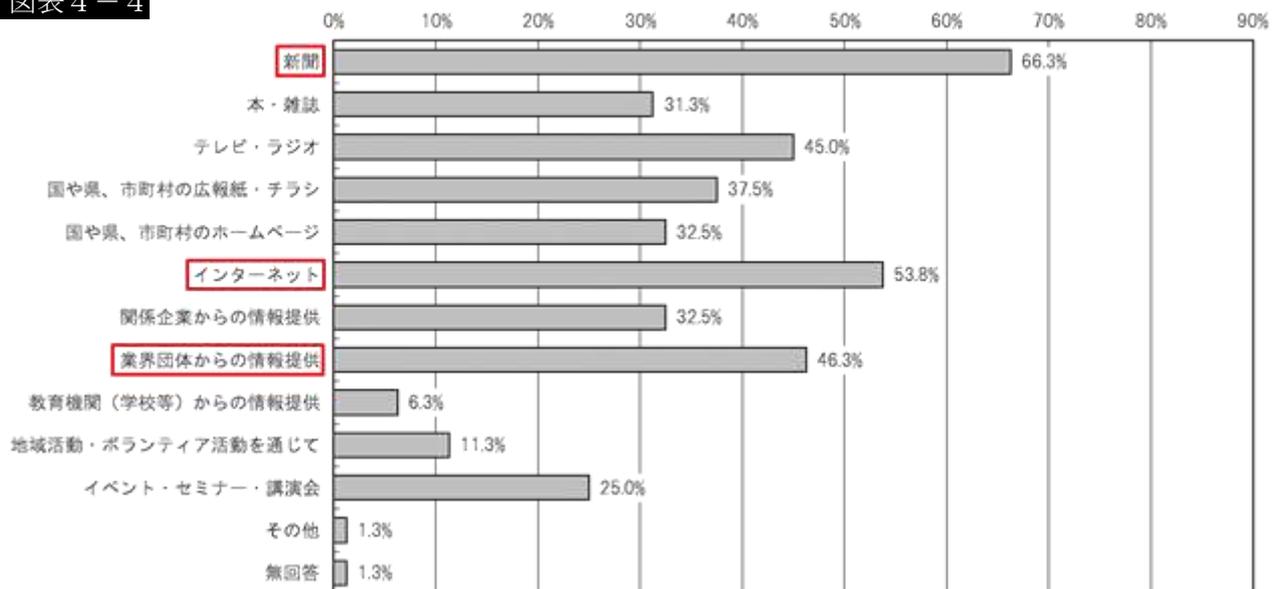
図表4-3



#### 4-4 環境に関する情報収集の手段

全体で見ると、「新聞」が66.3%と最も高く、次いで「インターネット」(53.8%)、「業界団体からの情報提供」(46.3%)の順となっています。

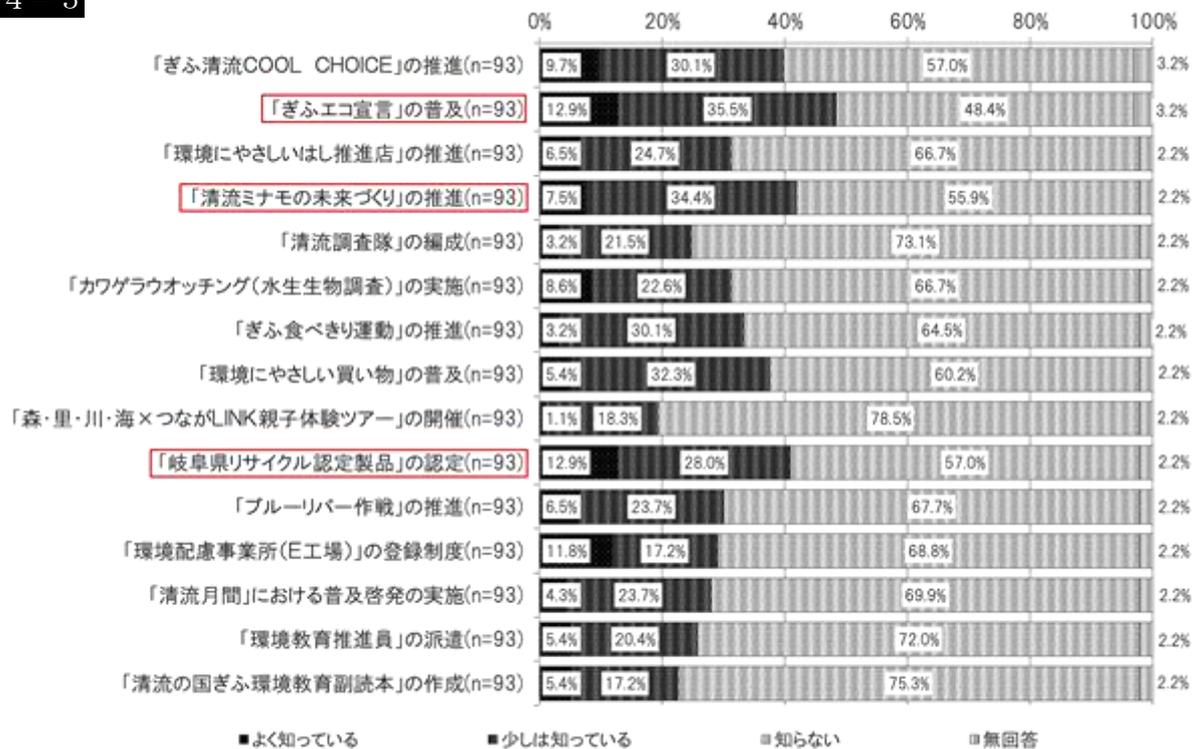
図表4-4



#### 4-5 県が実施する環境施策の認知

全体で見ると、「よく知っている」と「少しは知っている」の合計について、『「ぎふエコ宣言」の普及』が48.4%と最も高く、次いで『「清流ミナモの未来づくり」の推進』（41.9%）、『「岐阜県リサイクル認定製品」の認定』（40.9%）の順となっています。

図表4-5

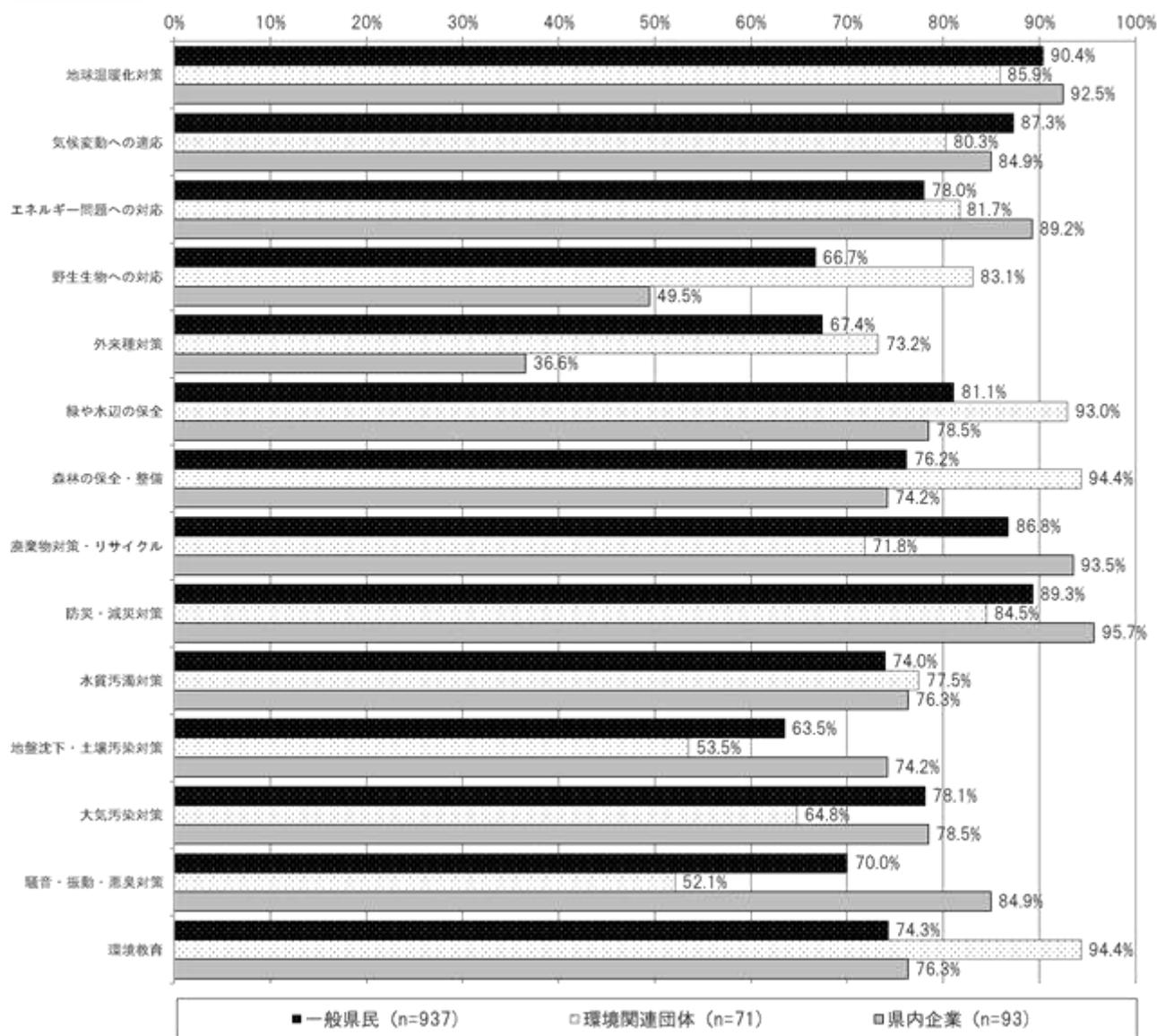


## 5. 一般県民調査と環境関連団体調査、企業調査の比較結果

### 5-1 関心がある環境問題

各調査を比較すると、県民は『気候変動への対応』で他の調査より高くなっており、団体では『野生生物への対応』、『外来種対策』、『緑や水辺の保全』、『森林の保全・整備』、『水質汚濁対策』、『環境教育』の6つの項目で他の調査より高くなっており、その他の項目については企業が他の調査より高くなっています。

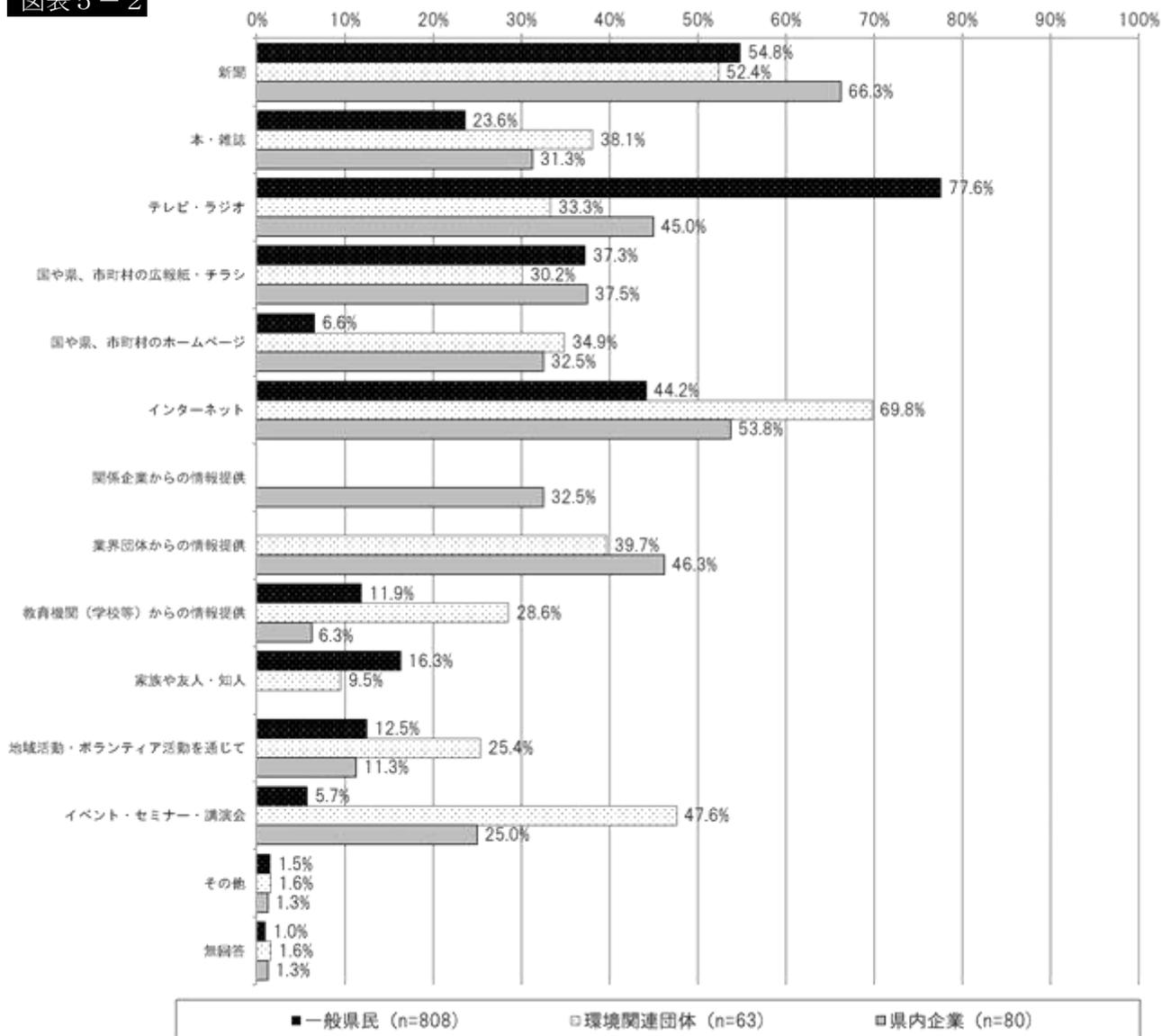
図表 5-1



## 5-2 環境に関する情報収集の手段

各調査を比較すると、県民は「テレビ・ラジオ」が 30 ポイント以上、他の調査より高くなっており、団体では「イベント・セミナー・講演会」が 20 ポイント以上、「インターネット」や「教育機関（学校等）からの情報提供」が 15 ポイント以上、「地域活動・ボランティア活動を通じて」が 10 ポイント以上、他の調査より高くなっており、企業では「新聞」が 10 ポイント以上、他の調査より高くなっています。

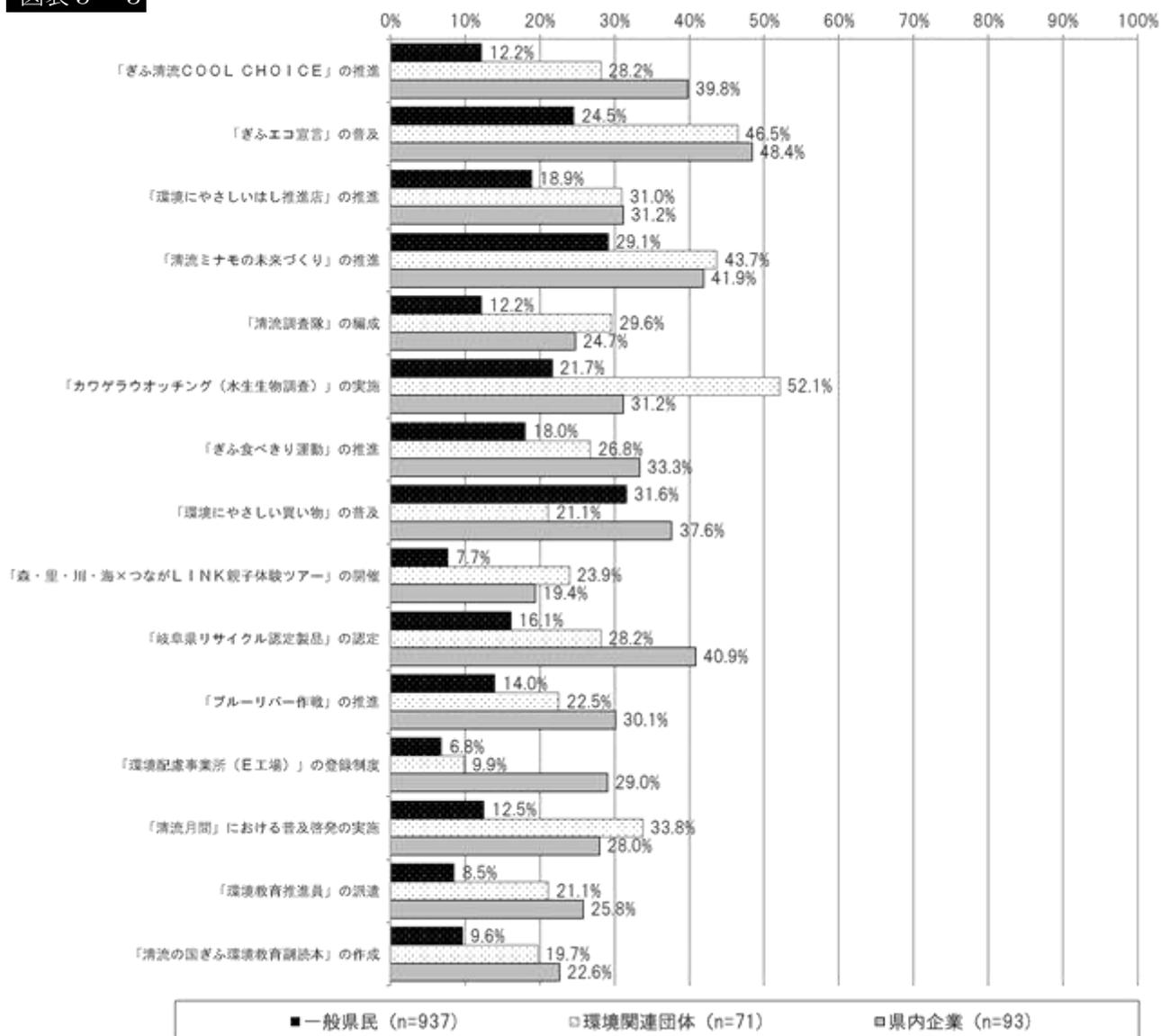
図表 5-2



### 5-3 県が実施する環境施策の認知

各調査を比較すると、県民は『「環境にやさしい買い物」の普及』を除く、すべての項目で他の調査より低くなっています。団体では『「カワゲラウオッチング（水生生物調査）」の実施』と『「清流月間」における普及啓発の実施』の2つの項目で他の調査より高くなっており、その他の項目については企業が他の調査より高くなっています。

図表 5-3



### 3 岐阜県環境基本条例(平成7年岐阜県条例第9号)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第9条)

第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策(第10条-第29条)

第3章 地球環境の保全の推進等(第30条・第31条)

附則

私たち岐阜県民は、美しく豊かな環境に恵まれ、過去から現在へ永い年月の間、自然と共生しながら、生活の歴史を刻み、個性ある文化をつくり出してきた。

しかし、今日、物質的な豊かさを求める人間生活や、エネルギー及び資源を大量に消費する社会経済活動は、自然の生態系に影響を及ぼし、地球環境をも大きく変化させようとしている。そして人類の生命活動にも危害をもたらしつつある。

地球全体も私たちのふるさと岐阜県も、将来の世代まで、豊かで、快適で、健康に良い環境を保持しなければならない。

このため、私たちは、あらためて自然のもたらす恵みに深く思いをめぐらすとともに、環境が、大気、水、土壌など自然系の均衡と循環で成り立っていることを認識し、従来以上に環境の保全に努力するのみならず、さらに豊かで快適な環境を積極的につくり出すという新たな決意の下に、県民、事業者及び行政が一体となって、優れた自然環境を誇る岐阜県らしい人間と自然の共生を実現できる社会を築いていかなければならない。

ここに、すべての県民の参加と協働により、健康に良い豊かで快適な環境を保全し、さらに創出し、将来の世代まで継承するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出について基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること

(定義)

**第2条** この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

**第3条** 豊かで快適な環境の保全及び創出は、大気、水、土壌等からなる環境を良好な状態に保持することにより、県民の健康を確保することを目的として行われなければならない。

2 豊かで快適な環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において県民が良好な環境の恵みを楽しむとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

3 豊かで快適な環境の保全及び創出は、環境への負荷を低減することその他の行動に、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによつて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県民の責務)

**第4条** 県民は、その日常生活において、豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、市町村又は県が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の

製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市町村又は県が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(県の責務)

**第6条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

一 公害の防止に関する事項

二 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、県民の健康を保護し、及び増進するための環境の確保に関する事項

三 野生生物の保護その他の生物の多様性の確保に関する事項

四 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出に関する事項

五 個性豊かで良好な景観の保全及び創出並びに歴史的文化的資産の保全に関する事項

六 環境の美化その他良好な生活環境の確保に関する事項

七 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関する事項

八 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び再利用に関する事項

九 地球環境の保全に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する事項

(市町村との連携等)

**第7条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行うその区域における自然的社会的条件に応じた豊かで快適な環境の保全及び創出のための施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

(県民環境の日)

**第8条** 県民及び事業者の間に、豊かで快適な環境の保全及び創出についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、県民環境の日を設ける。

2 県民環境の日は、毎月第二土曜日とする。

(清流月間)

**第8条の2** 豊かで快適な環境の保全及び創出を図る上で森林から生み出される清流が果たす役割の重要性に鑑み、清流についての関心と理解を深めるとともに、清流の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、清流月間を設ける。

2 清流月間は、毎年七月とする。

3 県は、清流の保全についての関心と理解を深めるための啓発活動その他清流月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(年次報告等)

**第9条** 知事は、毎年、県議会に環境の状況並びに県が豊かで快適な環境の保全及び創出に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告を、毎年、公表しなければならない。

## 第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

**第10条** 知事は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する目標

二 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の方向

三 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する配慮の方針

四 前3号に掲げるもののほか、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する重要事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ岐阜県環境審議会及び市町村長の意見を聴かななければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県民の意見の反映)

**第11条** 県は、環境基本計画の策定及び変更並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県の施策と環境基本計画との整合等)

**第12条** 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

**第13条** 県は、土地の形状の変更、工作物の建設その他これらに類する事業を行う事業者（以下「開発事業者」という。）が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創出について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への配慮の促進)

**第14条** 県は、開発事業者が、その事業の実施に当たり、環境への配慮が必要と認められる事業について開発事業者が配慮すべきものとして県が定める事項に即し、自ら積極的に環境を保全し、及び創出することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

**第15条** 県は、豊かで快適な環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

**第16条** 県は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境総括責任者の設置の促進)

**第17条** 知事は、事業者が、事業活動を行うこと

に伴う環境への負荷を低減すること並びに事業活動を豊かで快適な環境の保全及び創出に資するものとするに関する業務を総括管理する責任者を設置することを促進するよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

**第18条** 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するものとする。

(良好な景観の保全等)

**第19条** 県は、地域の特性を活かした良好な景観、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的環境その他の快適な環境の保全及び創出を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

**第20条** 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民、事業者及び市町村による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物処理対策の促進)

**第21条** 県は、生活環境の保全を図るため、県民、事業者及び市町村と協働して、廃棄物の排出の抑制、廃棄物の安全な処理、廃棄物の再利用そ

の他の廃棄物の適正な処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の推進等)

**第22条** 県は、県民及び事業者が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の豊かで快適な環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

**第23条** 県は、県民、事業者又はこれらの者で構成する団体（以下「県民等」という。）による県土を魅力あるものとするための活動その他豊かで快適な環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった県民等を顕彰するものとする。

(環境に関する情報の提供)

**第24条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

**第25条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全及び創出、地球環境の保全その他環境の保全及び創出に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

**第26条** 県は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第27条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等との協力)

**第28条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(豊かで快適な環境の保全及び創出のための推進体制の整備)

**第29条** 県は、県民、事業者、市町村及び県が協働し、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

### 第3章 地球環境の保全の推進等

(地球環境の保全の推進)

**第30条** 県は、地球環境の保全が県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境の保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国際機関、国等及びその他の関係機関と協力し、地球環境の保全に関する調査及び研究、環境の状況の監視、観測及び測定、海外の地域等への環境の保全に関する技術の提供等に

より、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する行動計画の策定等)

**第 31 条** 県は、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

**附 則 (抄)**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 から 4 まで 略

**附 則 (平成 12 年岐阜県条例第 2 号)**

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (平成 23 年岐阜県条例第 13 号)**

この条例は、公布の日 (平成 23 年 3 月 23 日) から施行する。

## 4 計画の策定経過

### 令和元年度

- 令和元年 11月29日 環境に関する県民等意識調査（12月16日まで）  
令和2年 3月19日 岐阜県環境審議会（諮問・企画政策部会に付託）

### 令和2年度

- 令和2年 7月21日 岐阜県環境審議会企画政策部会  
（現行計画に基づく取組の検証及び計画骨子案（たたき台）の審議）  
9月14日 岐阜県環境審議会（計画骨子案の審議）  
9月18日 岐阜県議会が開催する説明会（計画骨子案を説明）  
10月5日 岐阜県議会厚生環境委員会（計画骨子案を説明）  
10月26日 岐阜県環境審議会企画政策部会（計画素案の審議）  
11月30日 岐阜県環境審議会企画政策部会（計画素案の審議）  
12月●日 計画案に対する市町村長への意見照会  
（令和●年●月●日まで）  
12月●日 岐阜県議会厚生環境委員会（計画案を説明）  
12月●日 計画案に対するパブリック・コメント  
（令和●年●月●日まで）  
令和3年 1月●日 岐阜県環境審議会企画政策部会  
（計画案の審議・部会報告の決定）  
岐阜県環境審議会（部会報告を受けて審議・答申）  
2月●日 令和3年第1回定例県議会開会（議案の提出）  
2月●日 岐阜県議会が開催する説明会（計画案を説明）  
3月●日 岐阜県議会厚生環境委員会（議案の審議）  
3月●日 令和3年第1回定例県議会閉会（議決）

## 5 岐阜県環境審議会委員名簿

(敬称略・区分毎に50音順に記載)

議会	ひろ 瀬	せ 瀬	おさむ 修	岐阜県議会厚生環境委員会委員長		
学 識 経 験 者	あさ 朝	だ 田	けん 憲	すけ 祐	中日新聞社岐阜支社報道部長	
	いけ 池	だ 田	なお 尚	み 美	長良・自然とくらし楽校	
	いた 板	つ 津	のり 徳	つぐ 次	県町村会副会長（富加町長）	
	い 伊	とう 藤	り 理	さ 佐	生活協同組合コープぎふ理事	
	おお 大	ぼ 場	しん 伸	や 也	岐阜大学応用生物科学部教授	
	おく 奥	むら 村	よし 佳	こ 子	県商工会女性部連合会理事	
	か 加	とう 藤	じゅん 淳	し 司	県市長会（土岐市長）	
	かみ 神	や 谷	こう 浩	じ 二	岐阜大学工学部教授	
	くに 國	しま 島	ま ま	き き	ぎふ農業委員会女性ネットワーク副会長	
	こ 小	ばやし 林	ゆき 由	こ 紀子	公募委員	
	こ 小	もり 森	たか 孝	み 美	岐阜新聞社統合編集局報道部副部長	
	さ 佐	じき 治	ひろ 木	な 尚	岐阜薬科大学教授	
	さわ 澤	ひで 秀	とし 俊		公募委員	
	た 田	うち 内	かず 一	ゆき 幸	県工業会理事	
	た 田	なか 中	つゆ 露	み 美	県生活学校連絡協議会副会長	
	デュアー	たか 貴	こ 子		東海学院大学健康福祉学部教授	
	なか 中	むら 村	さち 幸	こ 子	(株)野生鳥獣対策連携センター事業部長	
	にい 新	かわ 川	み 美	き 紀	岐阜薬科大学客員共同研究員	
	ひろ 廣	おか 岡	か 佳	や 弥	こ 子	岐阜大学流域圏科学研究センター准教授
	ひろ 廣	なか 中	けん 健	た 太		公募委員
べつ 別	みや 宮	り 理	え 恵		日本労働組合総連合会岐阜県連合会執行委員	
もり 守	とみ 富	ひろし 寛			守富環境工学総合研究所所長	
や 矢	の 野	ち ち	ぐ さ		グリーンエコごうど代表	
やま 山	だ 田	なお 直	み 実		弁護士	
国 行 政 機 関	いな 稲	ば 葉	やす 恭	まさ 正	東海農政局生産部長	
	かわ 川	しま 嶋	とおる 徹		岐阜地方気象台長	
	しん 新	とう 藤	きみ 公	と 人	中部経済産業局資源エネルギー環境部長	
	はやし 林	まさ 正	みち 道		中部地方整備局企画部長	
	ひで 秀	た 田	とも 智	ひこ 彦	中部地方環境事務所長	

